

<2024 年合格目標 監査論 論文対策講義>

監査論 論文式
論点 Q & A 集
「考える監査論」
(初稿)

ガイダンス（論文式試験突破のための学習方法について）

《監査論で皆さんは何を学習しているか》

- (ア) 社会的信頼に足る監査を均一的に実施するために「しなければならない」ルールを学習
(イ) (ア)の趣旨、目的、ルール化に至った理論的背景

※ この「しなければならないルール」の多くは法令基準集に掲載されています。したがって、多くの規定は法令基準集さえ検索できれば暗記は不要といえます。

テキストの多くの記述の末尾が「しなければならない。」となっている点、改めて確認しましょう。

なお、監査基準（本文・前文）、四半期レビュー基準（同左）、内部統制監査に関する基準（同左）は法令基準集に掲載されていませんので重要な規定は暗記が必要です。

※ これらのルールの趣旨、目的、ルール化に至った理論的背景については主に監査基準の前文に記載されており法令基準集に掲載されていません。当然重要な規定はテキストに記載されています。

したがって、主要なものについては暗記しておく必要があります。

《論文式試験突破のために試験当日に必要なこと》 【別紙】学習方法（その１）も参照

- ① 出題された問題の意味内容や意図を理解・読解することができること。
- ② （上記の（イ）について）重要な内容について「思い出す」ことができるよう暗記したものを、漏れなく正確に記述できること。
- ③ （上記の（ア）について）法令基準集を試験当日使いこなせる（必要な規定を検索できる）こと。

※ ①のためには、普段から監査の流れ、基本的な概念や用語を十分に理解（読解できる程度の暗記を含む。）しておくことが必要です。理解とは、ポイントを、端的に、より長文ででも、他者に説明できる状態をいいます。

※ ②については、後の☆（参考）のとおり、文章として丸暗記が必要なものとそれ以外のものがあります。

普段から試験会場にいる状況をイメージしてテキスト等の内容を「思い出す」訓練を積みましょう。

※ ③の法令基準集の使い方については【別紙】学習方法（その２）「法令基準集の使い方等」を参照。

《（関西版）論文対策講義及び本資料の位置づけについて》

■（関西版）論文対策講義の位置づけについて

- ◇ テキストを横断的に理解するための方法を伝授します。具体的には、
①監査計画、②監査の実施、③意見の形成の流れに沿ってテキストを再構成します。
- ◇ 法令基準集の使用方法を伝授します
- ◇ 暗記すべき箇所とそうではない箇所とを区別し、皆さんの効率的な学習を支援します。
- ◇ 論文問題集だけでは不足している論点を補足します。
- ◇ 代表的な事例問題の解法（考え方）について解説します。

☆（参考）監査論上級テキストの構成イメージ

論文式試験学習を効率的に進めていくうえで、テキストを以下のように意識・区別しましょう。

- ①学習不要なもの（例えば、品質管理の大部分、制度論（第６章）の大部分など）
- ②そのまま文章として丸暗記すべき箇所（例えば、監査の目的、開示すべき重要な不備）
- ③文章としてではなくキーワードを暗記すべき論点（例えば、監査の必要性の論拠）

■本資料の位置づけ及び活用方法について

- ◇ テキストとともにインプット教材の一つとして位置づけてください。
- ◇ テキストにこの教材の内容を一元化するかどうかは各自で判断してください。
（例えば、問題（Ｑ）のテキストへの反映、暗記箇所の反映など）
- ◇ 論文問題集そのまま、テキストそのままの問題は基本的に本教材に掲載していません。

本教材の構成

§	頁	内容
1		総論 ～監査の全体像～
2		総論 ～監査の基礎的理論～
3		監査契約の締結 ～主に、監基報 210「監査業務の契約条件の合意」～
4		リスク概念 ～主に、監基報 200「財務諸表監査における総括的な目的」、240「財務諸表監査における不正」、315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」～
5		監査計画と、そのためのリスク評価手続 ～主に、300「監査計画」、315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」～
6		リスク評価を踏まえたリスク対応 ～主に、330「評価したリスクに対応する監査人の手続」、500「監査証拠」～
7		リスク対応を踏まえた、財務諸表に対する意見の形成 ～700 番台 監査の結論及び報告、主に、700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」、701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」、705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」、706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」、720「その他の記載内容に関する関連する監査人の責任」～
8		制度論その他
9		その他の保証業務 ～期中レビュー、内部統制監査等～

- ※ 以下、特段断わりがない場合の（P●）という表記は対応するテキスト頁を意味しています。
- ※ 以下、ゴシックの箇所は理解のうえ暗記が必要な箇所を明示しています。

セクション1 総論 ～監査の全体像～

＜Q1-01＞ 監査の「全局面」、「あらゆる局面」ということがある。具体的にはどういう局面を意味しているか、3つの観点で答えなさい。

【解答例】

- ・時系列順に①監査計画、②監査手続の実施、③監査意見の形成の3つの局面を意味している。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・監査論の学習の際には、いま皆さんが学習している分野が①or②or③のいずれの場面のことか、あるいは、①～③に共通することなのかをイメージしながら学習してください。例えば、①～③に共通して登場する概念として、正当な注意や懐疑心の保持、重要性などが挙げられます。
- ・【図表1】を活用して監査の全体像、流れを把握してください。
- ・場合によっては監査の局面に⑩監査契約の締結（セクション3参照）を含めることもあります。

＜Q1-02＞ 適正表示の枠組みを念頭に、財務諸表の監査の目的を、監査基準に照らして述べなさい。（必ず暗記が必要）

【解答例】（P26）、論文対策問題集 1-3-1

- ・財務諸表の監査の目的は、**経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある**（監査基準の第一 監査の目的 1 の前段）。

◎ワンポイントアドバイス！

監査基準は法令基準集に収録されていないので、上記の目的については、**完璧に暗記が必要です**。なお、（参考）として【監基報】200「財務諸表監査における総括的な目的」.3、10があります。

＜Q1-03＞ 財務諸表が適正であるということは、監査人のどのような判断を前提とするか述べなさい。（必ず暗記が必要）

【解答例】（P26）

- ・財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、**財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる**（監査基準の第一 監査の目的 1 の後段）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・監査基準の第一 監査の目的 1 の前段（＜Q1-02＞参照）と後段（本問）の関係性について整理しましょう。
- ・「全体として重要な虚偽表示がない」、「合理的な保証」という用語には特別な意味合いが込められており、その意味するところの理解が重要です（P27、P28）。＜Q2-04＞参照。
- ・さらに、財務諸表が適正、すなわち、全体として重要な虚偽の表示がないといえるためには3つの要件（P191）を充足していなければなりません。
- ・このように、監査論の学習はいったん大きく捉えて徐々に細かい肉付けをするようにしましょう。また、テキストの関連性をしっかりと意識しながら学習することが大切です。

＜Q1-04＞ 財務諸表監査の意見表明までの流れについて、簡潔に説明しなさい。

【解答例】（P50、P182）、論文対策問題集 2-2-1、同 2-2-6

- ・ 監査人は、内部統制システム及び適用される財務報告の枠組みを含む、企業及び企業環境の理解に基づき監査計画（①）を策定する。
- ・ 次に、財務諸表項目別に監査要点を設定し監査手続（②）（リスク対応手続）を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表項目別に入手した監査証拠を財務諸表全体に積上げ、統合、監査の最終段階の分析的手続を実施し、財務諸表全体に対する意見表明の基礎を得る。監査事務所の方針及び手続に基づく審査を受嘱し、財務諸表全体に対して意見を表明（③）する。

☞ワンポイントアドバイス！

- ・ 【図表 1】も活用して監査の全体像、流れを把握してください。
- ・ 回答を＜Q1-01＞と対比させてください。
- ・ 監査意見の形成はジグソーパズルをイメージするとわかりやすいです。
（パズルの各ピース＝財務諸表項目の監査要点別の監査証拠、この集合が監査意見という関係）
- ・ 監査手続の実施対象である財務諸表項目から意見表明対象である財務諸表全体への転換点を意識してください（【図表 1】やテキスト 50 頁や 58 頁の内容）。

＜Q1-05＞ 財務諸表監査の意見表明までの流れにおいて重要性の概念が果たす役割について述べなさい。
(覚えるというより重要性の概念をきちんと頭で整理して説明できるようにしてください)

【解答例】(P142～146)、論文対策問題集 2-5-27

- ・重要性の概念は、リスク・アプローチに基づいて監査を実施していくうえで、**監査の全局面で勘案され、監査の方向性や最終的な監査報告の内容を決定づける**という役割を果たす。具体的には、
- ・①**監査計画の段階**で、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額である「重要性の基準値」(【監基報】320「監査の計画及び実施における重要性」.8(1))を決定する。また、この重要性の基準値を考慮して、合算リスク(【監基報】320.8(4))を適切な水準に抑えるために、重要性の基準値より低い金額として「手続実施上の重要性」(【監基報】320.8(3))を決定する。また、通常、財務諸表に重要な影響を与えないことが明らかであると想定されるため集計する必要がないと判断する虚偽表示の金額として「明らかに僅少」とする額を定める(【監基報】450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」.A2.A3)。
- ・②**監査手続の実施段階**では、「手続実施上の重要性」を考慮し、重要な虚偽表示リスクを評価するとともに、重要な取引種類、勘定残高又は注記事項等に対応するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を決定し、実施する(【監基報】320.10)。
- ・③**監査意見の形成段階**では、「明らかに僅少」なものを除き、(上記の)監査手続の過程で識別した虚偽表示を集計するとともに(【監基報】450.4)、適切な階層の経営者に報告し、これらの虚偽表示を修正するよう経営者に求めることとなる(【監基報】450.7)。そのうえで、修正されなかった虚偽表示を個別に又は集計して、当該未修正の虚偽表示が財務諸表全体にとって重要であるかどうかを「重要性の基準値」と質的な側面を総合的に勘案して判断し、監査報告の内容を決定する(【監基報】450.10)。

㊦ワンポイントアドバイス！

- ・【図表4】を活用して監査の実施過程における重要性の概念を整理してください。
- ・端的にまとめると、次のとおりとなります。
 - 「重要性の基準値」は監査全体の方向性を決定づける。
 - 具体的には、重要性の基準値を勘案して「手続実施上の重要性」を決定する。これらをもとに重要な取引種類、勘定残高又は注記事項あるいは重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項を決定し、実証手続を実施する(P127、P143)。
 - また、重要性の基準値を勘案して「明らかに僅少」とする額を決定する。これをもとに、実証手続によって発見された虚偽表示を集計し経営者に報告するかどうかを判断する(P144)。
 - 最終的に集計された未修正の虚偽表示が**財務諸表全体にとって重要であるかどうか**は「重要性の基準値」と質的な側面を総合的に勘案して判断する(P145)。
 - これらは、**職業的専門家として判断**のうえ、監査計画時に決定し、適宜見直しされる。
- ・テキストでは①～③の段階が横断的に纏められていますので(P142～146)、どの場面を意味しているのかをきちんと区別して頭を整理してください。
- ・なお、令和4年度論文式試験で「重要性の基準値」の一般的な決定方法及び当該重要性の基準値を職業的専門家の判断において決定する理由が出題されました。

＜重要性の概念のまとめ＞

	重要性の基準値 (PM)	手続実施上の重要性 (TE)	明らかに僅少とする額 (AI)
監基報(※)	【監基報】320.8(1) 【監基報】450.10	【監基報】320.8(3) 320.10	【監基報】450.4.A2.A3
決定のタイミング	①監査計画の策定時(監査の基本的方針の策定時)		
使用するタイミング	③監査意見の形成時	②監査手続実施時	③監査意見の形成時
使用方法	(AIを超え)集計された未修正の虚偽表示が 財務諸表全体にとって重要であるかどうか は、PMを超えるかどうか等を勘案して判断する	TEを超えるものを重要な取引種類等あるいは重要性のある取引種類等として決定し、実証手続を実施する	AIを超える虚偽表示を集計し、経営者に報告する

(※) 監基報320と450の関係については【監基報】320.1参照。

＜Q1-06＞ 我が国では他の海外諸国と比べて監査報酬が相対的に低いと言われる。そこで、このような制約条件があるなかで監査の目的を果たし監査の機能を十分に達成するために重要となる監査の実践方法の名称と、その内容について簡潔に述べなさい。

【解答例】（P100）、論文対策問題集 2-4-1

- ・重要となる監査の実践方法とは「リスク・アプローチ」である。
- ・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項に重点的に監査の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで効率的に、財務諸表における重要な虚偽表示を看過しないという監査の効果（目的）を達成する方法をいう。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・リスク・アプローチは、「監査の効果（財務諸表における重要な虚偽表示を看過しないこと）」と「監査の効率（限られた監査資源を有効に活用すること）」という一見相反する考えを同時に達成しようとする「資源配分の最適化を図るモデル」です。
- ・皆さんが日頃公認会計士試験合格のため、日々実践されていることと全く同じです。
- ・リスク・アプローチの最も重要な点は「重要な虚偽表示リスクの識別・評価」です。これを間違ってしまうとその後実施されるリスク対応手続が的外れなものになってしまうからです。

＜Q1-07＞ リスク・アプローチは、具体的にどのような流れで実践されるのか簡潔に述べなさい。

【解答例】（P51、P100、P101、P105）

（例 1）リスク・アプローチは、まず企業及び企業環境等を理解し重要な虚偽表示リスクを暫定的に識別・評価する。必要に応じて運用評価手続を実施したうえで監査リスクを合理的に低い水準に抑えるための発見リスクの水準を決定し、当該水準に応じた実証手続を実施するという流れで実践される。

（例 2）リスク・アプローチは、まずリスク評価手続を実施しその結果暫定的に識別・評価された重要な虚偽表示リスクの内容や水準を踏まえて、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるためのリスク対応手続を決定し実施するというように実践される。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・リスク・アプローチについては、テキスト 51 頁の図の上下の関連性が大切です。
- ・すなわち、リスク評価手続とリスク対応手続を結びつけるものが「重要な虚偽表示リスク」です。リスク評価手続はこの重要な虚偽表示リスクを識別・評価するための手続、リスク対応手続はこの重要な虚偽表示リスクに応じて実施される手続と理解してください。

＜Q1-08＞ 財務諸表監査における二重責任の原則の重要性について述べなさい。

【解答例】（P31）、論文対策問題集 1-3-4

- ・二重責任の原則は、財務諸表の作成に関する責任は経営者にあり、その責任が果たされたことを前提に、監査人が当該財務諸表に対して監査を行い、意見を表明するという概念で、財務諸表に関する責任を区別する考え方である。
- ・利害関係者の財務諸表に対する信頼性を高めるという監査の役割（※）を達成するためには、独立の立場から監査が行われること、すなわち、自己監査を排除するための独立性が前提となる。
- ・独立性を保持して監査するための前提として必要不可欠という意味で二重責任の原則は極めて重要であるといえる。

◎ワンポイントアドバイス！

（※）監査の役割については、【監基報】200「財務諸表監査における総括的な目的」.3

＜Q1-09＞ 財務諸表監査実施の前提となる経営者の責任について、適正表示の枠組みを前提として列挙しなさい。（ガチの暗記不要）

【解答例】（P32）、論文対策問題集 1-3-5

1. 適用される財務報告の枠組みに準拠して**適正な財務諸表を作成**すること。
2. 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない適正な財務諸表を作成するために必要と判断する**内部統制を整備及び運用**すること。
3. **監査人による監査に協力**すること。具体的には、【監基報】200「財務諸表監査における総括的な目的」.12(2)③ア～ウ

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ 正確な表現としては、【監基報】200.12(2)参照。
- ・ 3つあること、1.を支えるために2.があることを押さえておきましょう。
- ・ 3.は【監基報】200.12(2) ③ア～ウを引用できれば十分です。骨子を押さえましょう。

＜Q1-10＞ 監査において二重責任の原則が具体的に重要となるケースについて列挙しなさい。（覚えるというより具体的に問題となるシーンが論点となることを知っておくことが大切）

【解答例】

- ・ 財務諸表の作成と監査（P31）
- ・ 経営者確認書と監査報告書（P176）
- ・ 財務諸表の不正への対応（P242）
- ・ 継続企業の前提に関する対応（P263、P265）
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価報告制度における役割（P359） など

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ 代表的な上記の例において、経営者及び監査人それぞれの役割について整理しましょう。
- ・ その他「アサーション（経営者の主張）」と「監査要点」という用語の使い分けも二重責任の原則からの要請です（**実質的には同じもの**だが前者が経営者の視点、後者が監査人の視点から区別、P56）。なお、論文式試験では、両者が明確に区別されずに、**実在性や網羅性等の「監査要点」を解答する問題において「アサーションを答えなさい。」**という問われ方をするケースが散見されますので、注意しましょう。
- ・ 二重責任の原則には、常に**①経営者→②監査人の順で責任を果たすべきこと**を含みます。逆の順番となることは二重責任の原則に違反します。

＜Q1-11＞不正の一般的な特徴を述べるとともに、この特徴を踏まえて財務諸表における不正について監査人はどういった責任を有するか述べなさい。

【解答例】（P240、P242）、論文対策問題集 4-1-2

- ・ 不正は不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による**意図的な行為**（【監基報】240「財務諸表監査における不正」.10(1)）であり、それを**隠蔽**するために巧妙かつ念入りに仕組まれたスキームや、**共謀を伴う**ことがあることから、不正による重要な虚偽表示を発見できない可能性は誤謬による重要な虚偽表示を発見できない可能性よりも高い（【監基報】240.6）という特徴がある。
- ・ 監査には監査の固有の限界があるなかで（【監基報】200.A44 以下、A50、A51）、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る責任があることから（【監基報】240.5）、監査人は、合理的な保証を得るために、経営者が内部統制を無効化するリスクを考慮するとともに、誤謬を発見するために有効な監査手続が不正を発見するためには有効でない可能性があるということを認識し、監査の過程を通じて職業的懐疑心を保持する責任がある（【監基報】240.8）。

☞ワンポイントアドバイス！

監基報に規定はありますが、不正は常に論文式試験で出題される可能性があるため、上記の規定やその意味内容はスラスラといえる必要があります。

<Q1-12> 監査計画はどのように策定されるのか、述べなさい。

【解答例】(P104、P114、P116、P148)

- ・監査計画は、**内部統制システム及び適用される財務報告の枠組みを含む、企業及び企業環境を理解し、重要な虚偽表示リスクを識別・評価したうえで策定される。**そのために、経営者等への質問、分析的手続、観察及び記録や文書の閲覧並びに監査チーム内の討議等の**リスク評価手続が実施**される。
- ・なお、監査計画の策定にあたっては、**監査リスクと監査上の重要性を勘案**することが求められる。

☞ワンポイントアドバイス！

- ・つまり、**監査計画を立案するためにリスク評価手続が実施されるという関係**にあります。
- ・監査実務ではいったん監査の初期段階（イメージ的には3月決算であれば、7月～9月ごろ）に暫定で監査計画を策定しますが、その後のリスク評価手続やリスク対応手続によって新たな事実や情報を発見したり、当初前提として把握した事象等が変化しますので、適宜監査計画は見直されることになります（P150）。

<Q1-13> 監査手続を①監査理論上（リスク・アプローチ上）の概念、②監査現場において実際に実施される具体的な手続、という観点から整理しなさい。（覚えるというより頭で整理しておくことが大切）

【解答例】(P59、P60、P110、P111)

- ・【図表2】のとおり。

☞ワンポイントアドバイス！

- ・具体的に当てはめて言い換えると、次のとおりです。
- ・（①の監査理論上の概念である）企業及び企業環境の理解のためのリスク評価手続として、（②の実際監査現場において）株主総会又は取締役会などの重要な会議体の議事録を閲覧する、（質問の一種である）経営者とのディスカッションを実施する、監査人が認識していない財務数値の異常な変動（端緒）や重要な虚偽表示リスクの新たな識別を目的として分析的手続を実施する、といった整理となります。
- ・論文式試験では【図表2】のどの監査手続の記述が求められているかの読解が大切です。

<Q1-14> リスク評価手続について、①その目的、②その目的を果たすために具体的に実施しなければならないとされる手続、③②の手続によって理解することが求められる3つの事項を述べなさい。（①③は監基報には記載があるが覚えるのが望ましい、②は暗記不要）

【解答例】(P114、P116)

- ①リスク評価手続は、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベル及び財務諸表項目レベル（アサーション・レベル）の**重要な虚偽表示リスクを暫定的に識別・評価し、リスク対応手続を立案すること**を目的とする（【監基報】315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」、12）。これらを踏まえて**監査計画を立案**する。
- ②その目的を果たすために、経営者等への質問、分析的手続、観察及び記録や文書の閲覧並びに監査チーム内の討議を実施しなければならない（【監基報】315、13及び16）。
- ③②の手続を通じて、監査人は**企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み、企業の内部統制システム**を理解しなければならない（【監基報】315、18、20以下）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・上記の経営者等への質問等を通じて、企業及び企業環境や適用される財務報告の枠組みを理解するとともに、内部統制システムの理解を通じて内部統制の整備状況を評価することになります。
- ・リスク評価手続は（究極的には）監査計画を策定することを目的とし、「リスク評価手続」と「監査計画の立案」は実質的にはほぼ同じ意味合いです。
- ・財務会計論に置き換えると、リスクの「識別」は認識、リスクの「評価」は測定です。

＜Q1-15＞ リスク対応手続を2つに分類したうえで、①それぞれについてその目的を述べるとともに、②両者の目的は違うにもかかわらず同じリスク対応手続に分類される理由として考えられることを述べなさい。（暗記不要、理解して監基報を引用できればOK）

【解答例】（P111、P125～127）

- ・リスク対応手続は、「内部統制の運用評価手続」と「実証手続」とに分類される（【監基報】330「評価したリスクに対応する監査人の手続」．1及び3）。
- ・①について、内部統制の運用評価手続は、会社が整備した内部統制に依拠した監査を実施することができるかどうかを判断するために、内部統制の運用状況を評価することで内部統制の運用状況の有効性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することを目的とする（【監基報】330. 3(1)、7及び10）。また、実証手続は財務諸表項目レベル（アサーション・レベル）の重要な虚偽表示を看過しないことを目的とする（【監基報】330. 3(2)）。
- ・②について、上記のとおり、両者の目的は違うにもかかわらずリスク対応手続に分類される理由は、暫定的に識別し評価された財務諸表項目レベル（アサーション・レベル）の重要な虚偽表示リスクに対応して、監査リスクを許容可能な低い水準（合理的に低い水準）に抑えるために立案し実施される手続であるという共通点を有するためだと考えられる（【監基報】330. 3(3)）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・両者の目的は違うにもかかわらず同じリスク対応手続に分類される理由として、上記の3つ目の・に記載の理由以外には、重要な虚偽表示を発見する主体の違いがあっても「**両者は重要な虚偽表示を発見する（あるいは重要な虚偽表示がないことを確かめる）という共通の目的を有している**」といった理由もあります。つまり、重要な虚偽表示を発見する**主体が被監査企業**である場合に実施される手続が「内部統制の運用評価手続」であり、重要な虚偽表示を発見する**主体が監査人**である場合が「実証手続」であるといえます。このように、主体の違いはあっても**重要な虚偽表示を発見する（あるいは重要な虚偽表示がないことを確かめる）**という共通の目的があるため、両者はリスク対応手続としてまとめられているといえます。

＜Q1-16＞ 監査証拠が意見表明の基礎を形成するために必要となる2つの要件と、その内容について簡潔に述べなさい。（暗記不要）

【解答例】（P61）、論文対策問題集 2-2-8

- ・2つの要件とは、監査証拠の「十分性」と「適切性」である。
- ・「（監査証拠の）十分性」とは、監査証拠の量的尺度をいう（【監基報】500「監査証拠」.4(4)）。また、「（監査証拠の）適切性」とは、監査証拠の質的尺度、すなわち、意見表明の基礎となる監査証拠の（監査要点との）適合性とその証明力（信頼性）をいう（【監基報】500.4(5)参照）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・証明力と信頼性という語彙は、同義のものとして使用して構いません。

＜Q1-17＞ 十分かつ適切な監査証拠を入手するために、監査人が監査手続を実施するうえで常に留意すべき点について簡潔に述べなさい。（監基報には記載があるものの覚えるのが望ましい）

【解答例】（P61）

- ・監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するために、**個々の状況において適切な監査手続を監査計画において立案し実施**しなければならない（【監基報】500.5）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・上記の規定があるために、論文式試験ではさまざまな前提を置いた事例問題において、受験生の思考力（状況に応じて何が適切な監査手続かを判断できるかどうか）が問われます。

＜Q1-18＞ 監査証拠の入手形態について、監査人自らが監査を実施して入手する方法以外の方法について簡潔に述べるとともに、その方法によった場合の留意点について述べなさい。

【解答例】（P160）、論文対策問題集 2-7-1

- ・監査証拠の入手については、一般的には監査人自らが監査を実施して入手するが、**他者を利用して**入手することもある。具体的には、他の監査人（構成単位の監査人）、会計及び監査以外の専門家、内部監査人の作業を利用して監査証拠を入手することがある。
- ・留意点としては、主に、次の2点が挙げられる。
第一に、**最終的に監査人が自己の判断と責任において監査意見を表明することから**、他者を利用して入手した監査証拠が、**自ら必要とする十分かつ適切な監査証拠たるかを十分に評価**しなければならない。第二に、最終的に監査人が自己の判断と責任において監査意見を表明することから、**原則として他者を利用した旨を監査報告書に記載してはならない**。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・【図表1】において、他者の利用の監査上の位置づけについて確認しておきましょう。

＜Q1-19＞ 監査報告書は監査人が実施した監査の報告手段であり、これによって監査人は責任を果たしたことを自ら認めることになる。この監査報告書が果たしている役割や機能について、簡潔に説明しなさい。

【解答例】（P34、P188）

- ・監査報告書による監査報告を通じて、十分かつ適切な監査証拠を入手したうえで財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかを表明することから、**財務諸表が意思決定情報として（安心して）利用できるよう信頼性を保証（付与）する役割（保証機能）**を有している。
- ・また、上記のように情報の信頼性を保証すること以外にも、継続企業の前提に関する事項、監査上の主要な検討事項、追記情報、その他の記載内容に関する事項を監査報告書に記載することを通じて、財務諸表や監査報告書の利用者である**利害関係者の経済的意思決定に資する補足的な情報を提供**するという役割（**情報提供機能**）も有している。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・情報提供機能には、**監査報告書の情報価値**を高め、社会が監査あるいは監査人に対して抱く期待と、実際に監査あるいは監査人が果たしている機能との差である**期待ギャップを解消**するよう作用するという役割があります（P34）。

＜Q1-20＞ 適正表示の枠組みを前提として、無限定適正意見を表明するための条件について述べなさい。

【解答例】（P210、P213）

無限定適正意見を表明するための条件とは、**除外事項がない**、ということであり、具体的には、要因別に次の2点が挙げられる。

第一に、監査人が個々の状況において適切だと判断し立案した**重要な監査手続を、すべて適切に実施することができた**という条件（監査範囲の制約に相当する事実がないという条件）である。

第二に、監査手続を実施した結果、**財務諸表全体にとって重要であると判断される未修正の虚偽表示がない**という条件（意見に関する除外に相当する事実がないという条件）である。

＜Q1-21＞ 除外事項については、監査範囲の制約と意見に関する除外がある。両者の違いを述べなさい。

【解答例】（P211）、論文対策問題集 3-3-1

- ・監査範囲の制約は、監査人が個々の状況において適切だと判断し立案した**重要な監査手続を実施することができなかった**ことにより十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、財務諸表項目に**重要な虚偽表示があるかどうか判断することができない状況**（財務諸表に重要な虚偽表示の可能性がある場合）をいう。
- ・一方、意見に関する除外は、特段上記の制約なく、**監査手続を実施した結果、財務諸表全体に重要な虚偽表示があると判断している状況**をいう。
- ・すなわち、両者は、①重要な監査手続を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手することができたか否か、②重要な虚偽表示の存在が十分かつ適切な監査証拠によって裏付けられているか否かの違いがある。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・テキストの 211 頁の図を思い出して両者の違いを説明できるようにしましょう。
- ・監査範囲の制約が「××？」、意見に関する除外が「○○×」でしたね。

＜Q1-22＞ 財務諸表が適正であるというのはどういうことか、簡潔に説明しなさい。

【解答例】（P26、P191）

- ・財務諸表が適正であるというの**は、財務諸表には、全体として重要な虚偽表示がない**ということである。
- ・具体的には、次の要件の**すべてが満たされている状況**をいう。
 - ①**経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用**されており（経営者が採用した会計方針の企業会計の基準への継続的な準拠性）、
 - ②**その会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映する**ものであり（会計事象や取引の実態の反映の適切性）、
 - ③**財務諸表の表示方法が全体として適切**である（表示方法の適切性）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・＜Q1-03＞も参照
- ・③の要件にはさらに2つの要件を含む点については、＜Q2-09＞も参照
- ・上記の①～③のいずれか、あるいはすべてが満たされていない状況が、財務諸表が適正ではない、すなわち重要な虚偽表示がある状態であるといえます。
- ・この点について、**棚卸資産の評価基準**で説明できるようにしておきましょう。
 - ①について現在後入先出法（LIFO）は認められていませんので、LIFOを採用していれば①で✕
 - ②について建設業では個々の工事件件に個性があるので、個別法を採用していなければ②で✕
 - ③について建設業で個別法を会計方針として採用している旨を注記していなければ③で✕

＜Q1-22＞ 監査人には監査のあらゆる局面で職業的専門家としての判断が求められる。監査の局面において監査人に求められる職業的専門家としての判断にはどのようなものがあるかいくつか例示しなさい。

(覚える必要はありません、代表的なものを知っておくとともに、監査の全局面で職業的専門家としての判断が求められることを理由を含めて理解しておきましょう。)

【解答例】 (P45)

- ①「**監査契約**」の局面で求められる事項には、例えば、次のような事項がある。
- ・監査意見を表明できる見込みか (P297)
 - ・(特別目的の財務諸表の監査の場合) 財務報告の枠組みが受入可能かどうか (P398)
 - ・監査契約を新規に締結又は更新してよいかどうか (P296) など
- ②「**監査計画**」の局面で求められる事項には、例えば、次のような事項がある (P149)。
- ・重要性の基準値、手続実施上の重要性 (P143)
 - ・グループ監査における監査の作業を実施する構成単位 (差替後 P164)
 - ・他の監査人等の他者を利用して監査証拠を入手するかどうか及びその程度 (P160～174)
 - ・財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクがあるか否か (P118)
 - ・上記のリスクがある場合に採るべき全般的対応 (P124)
 - ・財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクにはどのようなものがあるか (P118)
 - ・不正リスク (不正による重要な虚偽表示リスク) があるかどうか (P248)
 - ・重要な虚偽表示リスクが、特別な検討を必要とするリスクかどうか (P131)
 - ・上記のようなリスクに対応するリスク対応手続の種類、時期、範囲 (P125、P133、P249)
 - ・重要な(重要性のある)取引種類等と実施する実証手続の種類、時期、範囲 (P127) など
- ③「**監査手続の実施**」の局面で求められる事項には、例えば、次のような事項がある。
- ・入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか (例えば、P73、P140、差替後 P166)
 - ・財務諸表項目に虚偽表示が含まれるかどうか (P191)
 - ・監査手続の結果得た監査証拠に基づき監査計画を修正する必要があるかどうか (P150)
 - ・経営者確認書において確認する事項 (P180) など
- ④「**監査意見の形成**」の局面で求められる事項には、例えば、次のような事項がある。
- ・意見を表明するにあたって必要となる監査手続を全て実施できたかどうか (P216)
(すなわち、監査範囲の制約の有無)
 - ・財務諸表項目ごとの監査証拠が財務諸表全体と矛盾しないかどうか (P182)
 - ・意見表明の基礎 (自己の意見を形成するに足る基礎) が得られたかどうか (P193)
 - ・未修正の虚偽表示が個別に又は集計して財務諸表全体にとって重要かどうか (P222)
(すなわち、意見に関する除外の有無)
 - ・無限定意見を表明する場合、合理的な保証を得たかどうか (P26～28、P182)
 - ・財務諸表に表示又は開示されている事項について監査報告書において強調するか (P228)
 - ・監査報告書において何を監査上の主要な検討事項とするか (P280)
 - ・除外事項がある場合にその影響が財務諸表全体にとって広範な影響を及ぼすか (P213、P214)
 - ・どのような監査意見とするか (あるいは意見を表明しないか) (P213) など

◎**ワンポイントアドバイス!**

- ・端的に①は何を計画するかというと、どのような重要な虚偽表示リスクがあるか (P118) を判断したうえで、当該リスクに、どのような対応を図るか (P124、P125) ということです。
- ・重要性の基準値について、例えば予算の税引前当期純利益の5%という例示はあるものの、必ずこのとおり決定するわけではなく個々の状況に応じて適切な重要性の基準値を監査人が判断して決定します (この理由について、令和4年度論文式試験で出題されました。)。また、グループ財務諸表のどの構成単位のどの財務諸表項目に重要な虚偽表示リスクを識別するか、それを踏まえてどの構成単位を「監査の作業を実施する構成単位」とするかは監査人がグループの状況を踏まえて判断することになります。
- ・このように、監査基準あるいは監基報には監査人の職業的専門家としての判断のために参考となる一定の指針やガイドラインは示されているものの、具体的な数値基準が定められているわけではありません。この点において、細かな計算ルールが定められている会計の基準と監査の基準は異なり、監査上職業的専門家としての判断があらゆる局面で求められる理由となります。
- ・【図表1】などを活用しながら個々の局面で求められる監査人の判断事項を整理しましょう。

＜Q1-23＞ 監査基準について、次の問いについて答えなさい。

- (1) 監査基準は会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための重要なインフラストラクチャーであるとされる。このことについて端的に説明しなさい。
- (2) 監査基準の構成について簡潔に述べなさい。
- (3) 一般基準の位置づけ・役割について述べなさい。
- (4) 一般基準に規定されている事項について列挙しなさい。

【解答例】 (P22、P23、P39、P40、P42、P44、P154、P240、P287、P407)

- (1) 会計基準は経営者が財務諸表の作成において準拠すべき**財務諸表の作成規範**であるが、監査基準は監査人が当該財務諸表の信頼性を担保するための監査を行ううえで準拠すべき**行為規範**である。適正なディスクロージャーというためには財務諸表が適正に作成されるだけでなく、財務諸表利用者の財務諸表に対する信頼性を高めるために（【監基報】200.3）、財務諸表そのものに対して信頼性が付与される必要がある。ここで、監査基準は財務諸表の信頼性を付与するための規範となるものであるから、**適正なディスクロージャーを支えるために必要不可欠なもの**として、重要なインフラストラクチャーであるとされる。
- (2) 監査基準は、**4部構成**となっており、順に「**第一 監査の目的**」、「**第二 一般基準**」、「**第三 実施基準**」、「**第四 報告基準**」が規定されている。
- (3) 「**第二 一般基準**」は**監査人が備えるべき資質や監査業務全般**において遵守すべき規範が規定されたものである。
- (4) 「**第二 一般基準**」には次の**8つの事項**が規定されている。
 - ① 1 **専門的能力の向上と知識の蓄積** (P39)
 - ② 2 **公正不偏の態度と独立性の保持** (P40)
 - ③ 3 **正当な注意と職業的懐疑心** (P42)
 - ④ 4 **不正等に起因する虚偽の表示への対応** (P240)
 - ⑤ 5 **監査調書の意義と役割** (P154)
 - ⑥ 6 **監査業務全般に係る監査事務所としての品質管理** (P287)
 - ⑦ 7 **個々の監査業務に係る品質管理** (P287)
 - ⑧ 8 **守秘義務** (秘密保持) (P44)

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ディスクロージャーは企業内容の「開示」を意味します。
- ・(4)で示した一般基準がなぜ一般基準として規定されているかについては(3)のとおりです。
- ・(3)の回答中の「監査業務全般」は、「監査の過程全般」あるいは「監査の全局面」と置き換えることも可能です（＜Q1-01＞参照）。
- ・一般基準の規定が8つであることは常識ですので、テキストの箇所含めて必ず暗記してください。

＜Q1-24＞我が国では令和3年度の品質管理基準の改訂によって、監査事務所における品質マネジメント・アプローチが新たに導入された。そこで、

- (1) 監査事務所における品質管理システムの整備・運用にもリスク・アプローチの考えが取り入れられたが、その内容について簡潔に説明しなさい。
- (2) 監査事務所における品質管理の方針及び手続の整備（デザインと適用）について、従来の品質管理基準と改訂後の品質管理基準における考え方の違いについて説明しなさい。

【解答例】（P291、P292、P293）

（リスク・アプローチに基づく監査事務所の品質管理システム（リスク評価プロセス））

- (1) リスク・アプローチに基づく品質管理システム（【品基報】1「監査事務所における品質管理」、1.6(24)）の整備・運用とは次のことを意味している。
 - ・①監査事務所自らが、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、②当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを品質リスクとして識別して評価を行い、③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施することをいう（【品基報】1.8、23、24、25、26 参照）。

（リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備方法）

- (2) 監査事務所における品質管理の方針又は手続の整備（デザインと適用）について、従来の品質管理基準と改訂後の品質管理基準における考え方は次のように異なっている。
 - ・従来はあらかじめ定められた一定の品質管理の方針及び手続の整備が求められていた。
 - ・しかしながら、従来の方法ではあらかじめ定められた方針及び手続だけを定めたらいといった誤解や積極的に品質管理に取り組もうとする主体性の欠如を生じさせるおそれがあった。また、経済社会や監査事務所の状況の変化に応じて方針又は手続が適時適切に見直されないおそれもあった。さらに、監査事務所における最高責任者のリーダーシップの発揮や品質管理への積極的な関与を阻害させるおそれもあった。
 - ・そこで、改訂後の品質管理基準においては、(1)のとおりリスク・アプローチの考えを導入し、監査事務所自らが、品質目標を設定し、品質リスクを識別して評価し、またそれを受けて品質リスクに対処するための対応を方針又は手続としてデザインし適用することとされ（【品基報】1.23）、原則として品質管理の方針又は手続は監査事務所自らが考え主体的に整備するものとされた。これによって、監査事務所が、最高責任者のリーダーシップと品質へのコミットメントのもと経済社会の変化や監査事務所が実施する業務の内容や監査事務所の性質や状況あるいはそれらの変化に応じ（【品基報】1.6、28 参照）主体的に品質リスクを管理することで（【品基報】1.7 参照）、より質の高い品質管理が可能になると考えられる。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・法令基準集には品質管理基準は掲載されませんが、品質管理基準を受けた規定が【品基報】1「監査事務所における品質管理」、【品基報】2「監査業務に係る審査」、【監基報】220「監査業務における品質管理」として掲載されています。
- ・特に、改正の目玉である監査法人（監査事務所）の品質管理については、【品基報】1「監査事務所における品質管理」に規定されていますので【品基報】1「監査事務所における品質管理」を活用して品質管理基準の規定の内容を押さえましょう。
- ・(1)の一連の流れを品質管理システムの「リスク評価プロセス」といいます。
- ・品質管理システムは【品基報】1.6 の9項目の構成要素から成り立っています。このなかで最も重要なのは「ガバナンス及びリーダーシップ」と考えられています。
- ・従来は監査事務所が整備すべき品質管理の方針及び手続自体が個々に品質管理基準に定められていましたが、改訂後は最低限定めるべき品質目標のみが定められ、リスク・アプローチに基づき品質リスクを自ら管理し原則として監査事務所が主体的に品質管理の方針及び手続を定めることとされました（ただし、【品基報】1.F30-2JP、F31-2JP～4JP、F32-2JP、34、F34-4JP、62JP、63JP などの一定の例外があります）。

＜Q1-25＞ 令和３年度改訂品質管理基準をもとに、(1)監査事務所が必ず設定しなければならない品質目標を品質管理システムの項目（「リスク評価プロセス」並びに「モニタリング及び業務改善」は除く。）ごとに列挙するとともに、(2)監査事務所は品質管理システムの目的を達成するにあたっては(1)の品質目標を設定すれば十分であるといえるか述べなさい。

【解答例】

- (1) 品質管理システムの項目（【品基報】1.6）ごとに監査事務所が必ず設定しなければならない品質目標（【品基報】1.16(17)）はそれぞれ次のとおりである。
- ① 「ガバナンス及びリーダーシップ」については【品基報】1.28 のとおり。
 - ② 「職業倫理及び独立性」については【品基報】1.29 のとおり。
 - ③ 「契約の新規の締結及び更新」については【品基報】1.30 のとおり。
 - ④ 「業務の実施」については【品基報】1.31 のとおり。
 - ⑤ 「資源」については【品基報】1.32 のとおり。
 - ⑥ 「情報と伝達」については【品基報】1.33 のとおり。
 - ⑦ 「監査事務所間の引継」については【品基報】1.61JP のとおり。
- (2) 監査事務所は上記(1)の品質目標を設定すれば十分であるとはいえ、品質管理システムの目的、すなわち、全ての監査業務において監査の基準及び法令等にしたがって監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行するという品質管理の目的（【品基報】1.14）を合理的に保証し達成するために監査事務所が必要と定めた品質目標を設定しなければならない（【品基報】1.8(1)）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・設問のとおり、「リスク評価プロセス」並びに「モニタリング及び業務改善」についてはその性質上品質目標を設定するとはされていません（すなわち、品質目標を設定する必要があるのは品質管理システム9項目のうち7項目です。）。
- ・上記解答のとおり、必ず設定しなければならない品質目標については【品基報】1 にそれぞれ列記されていますので暗記は不要です。



論文式試験合格への道(その1)

～学習ステップと学習方法について～

TAC監査論講師
公認会計士 岡田 健司



皆さんに与えられている学習教材

- 2024年合格目標学習教材
 - 上級テキスト
 - 論文対策問題集
 - 直前講義テキスト(改正論点对応 (例)期中レビュー、内部統制監査等)
- 論文対策講義別配布資料(主に、Q&A集「考える監査論」)
- 論文答練(基礎・応用・直前) & 公開模試
- 論文式試験の過去問(公認会計士・監査審査会)(※)
- (当日配布されるものを模した)法令基準集

(※) 解答用紙を含み、「出題の趣旨」も公表されます。
なお、過去問が公表されたのは平成25年度以降分です。



まずはじめに(やってはいけないこと)

- × テキストや問題集(※)の丸暗記 → 効率が悪く、**無駄・不要**。
- × 答練、模試、過去問の模範解答の丸暗記 → 効率が悪く、**無駄・不要**。
- × 監査基準報告書や法令基準集(※)の通読 → 効率が超悪く、**無駄・不要**。
- × 曖昧な知識の拡大 → **曖昧な知識はむしろ有害で無用**。

× ダメよダメダメ！

(※) 暗記についての注意点

但し、監査基準前文及び本文の一部など正確な暗記が必要なものもあります。

「**法令基準集に掲載されない重要な規定や趣旨・目的**」が暗記対象になるので、暗記すべきものとそうでないものの線引きを、あらかじめ正確にしておきましょう（後で触れます。）。



まず、どうしよう？？？

- ☺ 本日配布した最新の「出題範囲の要旨」(出題区分表、令和5年6月21日版(※))と「出題区分表と過去問の対比表」を大切にファイリング！
- ☺ 過去問(出題趣旨含む。)を2年分ダウンロードして本試験のレベル感を知ろう！
- ☺ 論文対策問題集をゲット！
- ☺ 法令基準集を購入！(令和6年3月～4月頃に必ず最終版を購入してください。)
- ☺ バランスをとった、無茶のない学習計画を作成！

(※) 令和6年1月中に暫定版、令和6年4月に確定版が公表される予定です。
なお、令和6年度第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験については、令和6年4月1日現在
(租税法は、令和6年1月1日現在)施行(適用)の法令等によるものとされています。
⇒ **改正され確定した内容は後日オープンチャットで共有**します。



監査論で有効だと思う日常の学習方法

- ☺ 誰かとor独り言でテキスト、答練、Q&A集、過去問等の論点について、自分の理解を、**思い出して**「端的に一言で」、もっと「詳しく」声に出して言う方法(＝スピーキング方式)



他者が納得・理解できることが大事！説明できないこと＝理解できてない

- ☺ Q&A集、答練、模試、過去問の各問題あるいは目次から、関係するキーワードを**思い出して**すべて書き出ししてみる方法(＝キーワード・ワンポイント方式)。例：監査の必要性etc



試験突破に当たり、関連する論点やキーワードを正確に漏れなく思い出せることが大事！

- ☺ 流れが大切な論点、複雑な論点はシンプルな図に置き換えて、図で理解・暗記する方法(＝図式化方式)。例：授業で扱った会計上の見積りetc

図は視覚的にも覚えやすい、複雑なものほどシンプルな図に置き換えるのが大事！



合格答案を書くために必要な力・・・関西論対は①～③を養います

- ① 問題内容、設問の正確な理解（＝**読解力**）
- ② 出題意図の推測（＝**読解力・推理力**）
- ③ 解答に必要な論点及びキーワードの引出し（※）（＝**引出力**）
- ④ ③の論点・キーワードによる記述の流れの整理（＝**下書力**）
- ⑤ 正確で丁寧な論述（＝**記述力**）

★①～③が「**考える力**」で、④⑤が「**書く力**」です。

（※）本番で「**『法令基準集』を使いこなす力**」（☆）も必要です。

☆本番で「『法令基準集』を使いこなす力とは。→具体的には（その2）で解説します。

- ① 各基準書が何を規定したものかの暗記（例：600「グループ監査・・・」＝連結監査の問題時）
- ② 各基準書がどういう体系になっているのかを知っておく（＝必要な規定を抜き出せる）。



合格答案を書くために必要なアウトプット力の身につけ方

・・今後の答練で養います。必要に応じて関東論対も受講。

- ①「**読解力**」は、問題集、答練で養う。
- ②「**推理力**」も、問題集、答練で養う。
- ③「**引出力**」は、テキスト及び問題集でイン、答練等でアウト。
 - ※ 最終的にはテキストを**絵**として思い出せるようにする。
 - ※ 最終的にはテキストを宝探しの**地図**にする（**目次学習**が有効）。
- ④「**下書力**」は、問題集、答練で養う。
- ⑤「**記述力**」は、答練を通じて講師から指導を受ける。

※注意点

必ずしも①～④は答案用紙に書かなくてもよい。例えば、効率的に勉強するなら、ポイントだけ書く、誰かとポイントを言い合うなどの方法が有効。



具体的に、皆さんに必要なこと(インプット編)

☺ インプット

- 「**出題範囲の要旨**」の「網掛け部分」(論文出題範囲)や別紙の「**過去問との対応表**」を眺めます。
- **重要度が高い箇所を把握**し、該当するテキストと「Q&A集(「考える監査論」)」を理解します。
- 「**Q&A集(「考える監査論」)**」をインプット教材の補足とし、各論点のつながりや監査全体の流れも整理して、ぶつ切りの知識をまとめていきます。
- 日常的にテキストや「Q&A集(「考える監査論」)」を**閉じて内容を思い出す訓練**を続けます。
- 暗記が必要な箇所は、「丸暗記」箇所or「ポイントのみ暗記」でよい箇所を**区別して暗記**します
- できるだけ「**上級テキスト**」に**情報を集約**し、回転教材を作ります(目安はいったん4月初旬まで)！

集約する情報は暗記の要否、論点間のつながり(テキストの関連する頁数)などです。

- 日頃から「**法令基準集**」を横に置いておき**検索**する癖をつけましょう(×通読不要)。
- 最終的には「**上級テキスト**」を**ぶん回し**し、画像として頭に残していきます。



具体的に、皆さんに必要なこと(アウトプット編)

☺ アウトプット

□ 日頃のインプット及びアウトプットの成果を「**答練**」で確かめます。

□ 「答案」では次のことを振り返りましょう。

☆ 基礎問題or標準問題or応用問題、合格者が解く問題orそうでない問題が区別できましたか。

☆ 合格者が必ず解く問題＝基礎問題and標準問題は優先的に解答しましたか。

☆ その問題は正答できましたか。⇒これができていなかったら**インプット不足！**

☆ また、答案構成において次の事項ができていましたか？

読解力

引出力

－ この問題を解くための「**重要コンセプト**」、「**キーワード**」はすべて思い出せましたか？

－ この問題で聞きたかった「**出題者の意図**」は想像できましたか？

推理力

－ 「下書き(キーワードのつながり・流れ)」は正しかったですか。

下書力



【参考】答練や過去問で自問するとよい項目

問い掛け・その1

この問題は法令基準集に答えとなる規定があるかどうかを判断しなさい。

問い掛け・その2

この問題で問われている論点、重要コンセプトは何か書き出しなさい。

問い掛け・その3

この問題を解くために必ず書くべきキーワードは何か書き出しなさい。

答案や過去問演習を通じて、以下の力を徐々に養ってください。

①読解力

②推理力

③引出力

④下書力

⑤記述力



試験当日の心構え

☺ 空欄は絶対に作らない。何か絶対に書いて帰る(空欄はどう転んでもゼロ)。



過去の試験委員の声 「**空欄には、何があっても点を与えられない。**」

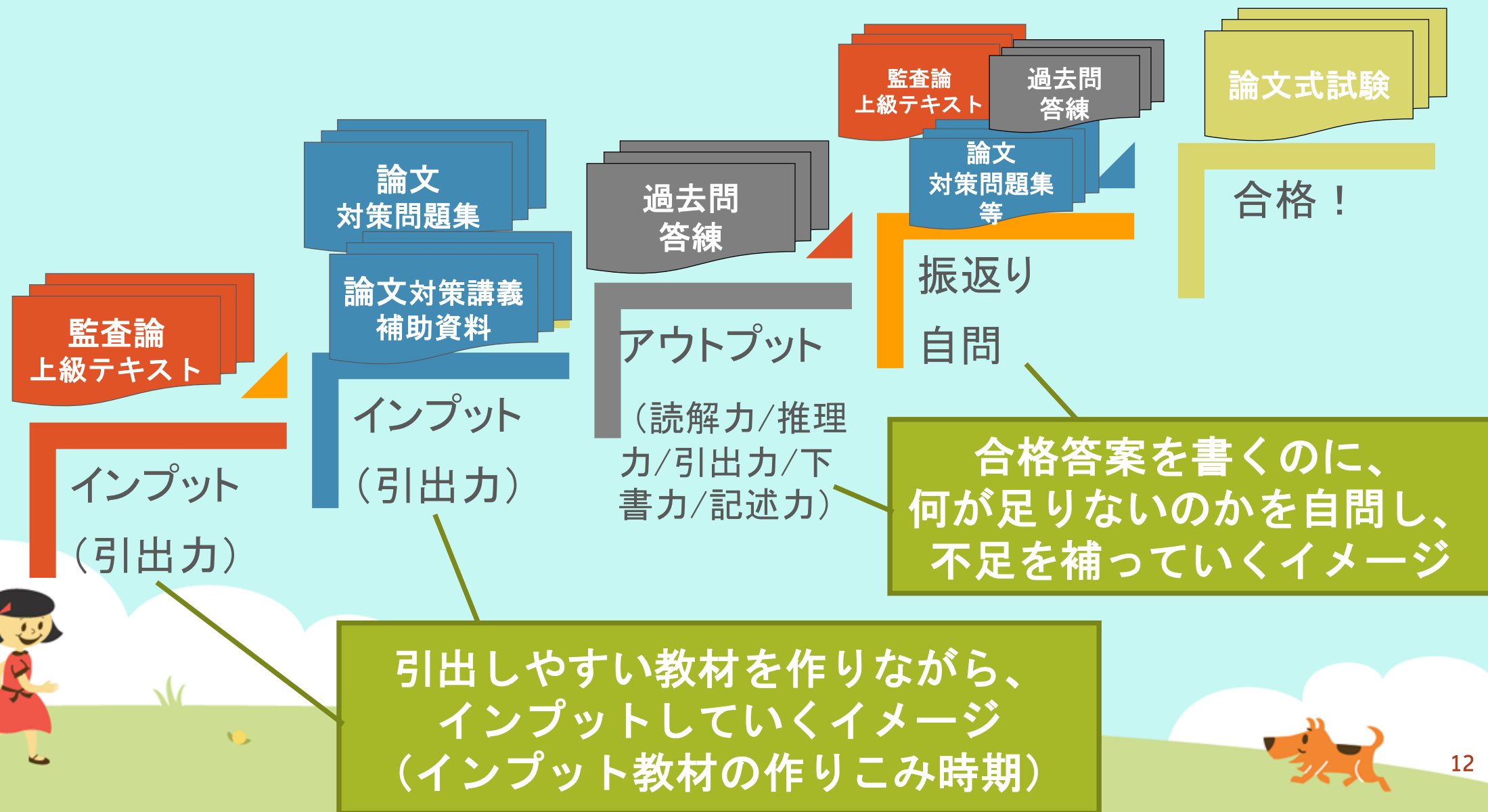
☺ 必ず答案の最後は、「。」(句点)で終わる(「。」で終わったものが答案)。

☺ できるだけ楷書で丁寧に書くことを心がける(試験委員も人間、疲れる)。

☺ 最後の1分1秒まで答案を書く。絶対に最後まで諦めない。



学習のステップ(イメージ)



絶対に合格して
会計士になろう！



絶対合格宣言！

出題範囲の要旨について

財務会計論

財務会計論の分野には、簿記、財務諸表論、その他企業等の外部利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論が含まれる。

簿記は、企業等の簿記手続の理解に必要な基本原理、仕訳、勘定記入、帳簿組織、決算及び決算諸表の作成について出題する。また、財務諸表論は、企業等の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準並びに会計処理手続について出題する。ここでいう会計諸規則及び諸基準の範囲には、会社計算規則、財務諸表等規則等の他、基本的には企業会計審議会の意見書及び企業会計基準委員会の企業会計基準を含めるが、これらの意見書及び基準の解釈上必要な場合には、企業会計基準委員会の適用指針及び実務対応報告、日本公認会計士協会の実務指針等も適宜出題範囲とする。また、現行の会計諸規則及び諸基準に関する知識のみでなく、それらの背景となる会計理論及び国際会計基準等における代替的な考え方も出題範囲とする。さらに、早期適用が認められる会計諸規則及び諸基準を出題範囲に含めることがあり、その場合でも、従来の会計諸規則及び諸基準が適用可能な期間については、従来の会計諸規則及び諸基準も出題範囲とする。

なお、公会計及び非営利会計の分野は、当分の間、出題範囲から除外する。

〔注意〕

短答式試験は、下記の「出題項目の例」の全体から出題することとし、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。論文式試験は、下記の「出題項目の例」の網掛け部分を重点的に出題することとし、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を最終的に判定する試験とすべく、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかに評価の重点を置く。

＜出題項目の例＞

- | | |
|--|--|
| 1. 財務会計の意義と機能 | 4. 企業会計制度と会計基準 |
| (1) 財務会計の意義 | (1) 会社法会計 |
| (2) 財務会計の機能 | (2) 金融商品取引法会計 |
| 情報提供機能 利害調整機能 | (3) 会計基準 |
| 2. 財務会計の基礎概念 | 企業会計原則とその一般原則 企業会計基準 会計基準の国際的コンバージェンス 指定国際会計基準及び修正国際基準の取扱い |
| (1) 会計公準 | 5. 資産会計総論 |
| 企業実体の公準 会計期間の公準 貨幣的測定 | (1) 資産の意義 |
| (2) 会計主体論 | 定義 認識 |
| 資本主理論 企業実体理論 | (2) 資産の分類 |
| (3) 利益概念 | 流動資産と固定資産 貨幣性資産と費用性資産 金融資産と事業資産 |
| 現金主義会計と発生主義会計 財産法と損益法 資産負債アプローチと収益費用アプローチ 当期業績主義と包括主義 純利益と包括利益 資本維持論 資産評価と利益計算 発生主義と実現主義 費用収益の対応 | (3) 資産の評価 |
| (4) 概念フレームワーク | 原価 時価 現在価値 |
| 財務報告の目的 会計情報の質的特性 財務諸表の構成要素 財務諸表における認識と測定 | (4) 費用配分の原理 |
| 3. 複式簿記の基本原理 | 6. 流動資産 |
| (1) 取引と仕訳 | (1) 現金預金 |
| (2) 勘定記入 | (2) 金銭債権 |
| (3) 帳簿組織 | (3) 有価証券 |
| (4) 決算手続 | (4) 棚卸資産 |
| (5) 本支店会計 | 棚卸資産の範囲 取得原価の決定 棚卸計算法と継続記録法 払出原価の計算方法 期末評価 |
| | (5) その他の流動資産 |

7. 固定資産

- (1) 固定資産総論
意義 分類
- (2) 有形固定資産
取得原価の決定 減価償却の方法 個別償却と総合償却 減耗償却と取替法 圧縮記帳
- (3) 無形固定資産
取得原価の決定 償却
- (4) 投資その他の資産
投資有価証券 投資不動産 長期前払費用

8. 負債

- (1) 負債の意義
定義 認識 偶発債務
- (2) 負債の分類と評価
流動負債と固定負債 法的債務と会計的負債
- (3) 流動負債
- (4) 固定負債
社債 資産除去債務

9. 繰延資産と引当金

- (1) 繰延資産の意義
- (2) 繰延資産各論
創立費 開業費 開発費 株式交付費 社債発行費等
- (3) 引当金の意義
- (4) 引当金各論
製品保証引当金 売上割戻引当金 修繕引当金 債務保証損失引当金

10. 純資産

- (1) 純資産の意義
- (2) 純資産の分類
- (3) 株主資本
資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 剰余金の配当等
- (4) 評価・換算差額等
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益
- (5) 株式引受権
- (6) 新株予約権

11. 財務諸表

- (1) 財務諸表の体系
- (2) 貸借対照表
貸借対照表の種類 棚卸法と誘導法 完全性 総額主義 区分表示 流動性配列と固定性配列 勘定式と報告式
- (3) 損益計算書
総額表示 区分表示 勘定式と報告式
- (4) 株主資本等変動計算書
- (5) キャッシュ・フロー計算書
キャッシュ・フロー計算書の目的 利益とキャッシュ・フロー 資金概念 キャ

ッシュ・フロー計算書の区分 直接法と間接法

- (6) 附属明細表
- (7) 注記
会計方針 後発事象 偶発事象 時価情報 継続企業情報 1株当たり情報
- (8) 会計上の変更及び誤謬の訂正
- (9) 臨時計算書類

12. 金融商品

- (1) 金融資産及び金融負債の意義
- (2) 金融資産及び金融負債の発生の認識
- (3) 金融資産及び金融負債の消滅の認識
- (4) 金融資産及び金融負債の評価
金銭債権 有価証券 金銭債務
- (5) 複合金融商品
区分法と一括法 新株予約権付社債
- (6) デリバティブ
先物 先渡 オプション スワップ
- (7) ヘッジ会計
公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジ 時価ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計
- (8) 注記

13. ストック・オプション等

- (1) ストック・オプションの意義
- (2) ストック・オプションの会計処理
公正な評価単価 権利付与 権利確定 権利行使 失効 条件変更
- (3) 財務諸表における表示と注記

14. リース

- (1) リース取引の意義
- (2) リース取引の分類
ファイナンス・リース取引 オペレーティング・リース取引
- (3) ファイナンス・リース取引の会計処理
借手側の会計処理 貸手側の会計処理
- (4) オペレーティング・リース取引の会計処理
借手側の会計処理 貸手側の会計処理
- (5) 注記

15. 退職給付

- (1) 退職給付の意義
退職一時金 退職年金
- (2) 退職給付会計の仕組み
現金主義と発生主義 退職給付債務と年金資産 勤務費用・利息費用・期待運用収益
- (3) 財務諸表における表示
- (4) 過去勤務費用と数理計算上の差異の会計処理
- (5) 注記

16. 収益認識

- (1) 顧客との契約から生じる収益の意義

- (2) 履行義務の充足による収益の認識
一定の期間にわたる充足 一時点での充足
- (3) 取引価格に基づく収益の額の算定
変動対価 金融要素
- (4) 履行義務の識別と取引価格の配分
履行義務の識別 履行義務への取引価格の配分
- (5) 財務諸表における表示と注記
17. 研究開発とソフトウェア
 - (1) 研究開発とソフトウェアの意義
 - (2) 研究開発費の会計処理
 - (3) ソフトウェア制作費の会計処理
受注制作 市場販売目的 自社利用
期末評価
 - (4) 財務諸表における表示と注記
18. 固定資産の減損
 - (1) 減損の意義
 - (2) 減損の兆候と認識
 - (3) 減損損失の測定
回収可能価額 使用価値 正味売却価額
 - (4) 減損損失の配分
 - (5) 資産のグルーピング
キャッシュ・フロー生成単位 共用資産
のれん
 - (6) 財務諸表における表示と注記
19. 法人税等
 - (1) 税金の意義と種類
所得課税 外形標準課税
 - (2) 税効果会計の仕組み
税金の期間配分 繰延法 資産負債法
 - (3) 一時差異等
一時差異 繰越欠損金等
 - (4) 繰延税金資産及び繰延税金負債の認識と測定
 - (5) 財務諸表における表示と注記
法人税等と法人税等調整額 繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺表示 注記
20. 連結財務諸表
 - (1) 連結財務諸表の意義と目的
親会社説と経済的単一体説 非支配株主持分
 - (2) 連結の範囲
子会社 関連会社
 - (3) 個別財務諸表の修正
- 会計処理の統一 子会社の資産及び負債の時価評価
- (4) 連結貸借対照表
投資と資本の相殺消去 のれん 段階取得 子会社株式の追加取得及び一部売却 子会社増資 債権債務の相殺消去
- (5) 連結損益・包括利益計算書
内部取引高の相殺消去 未実現利益の消去 税効果会計 その他の包括利益
- (6) 持分法
- (7) 連結株主資本等変動計算書
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書
- (9) 注記
関連当事者間取引の開示 セグメント情報の開示
21. 企業結合と事業分離
 - (1) 企業結合の意義
取得と持分の結合 パーチェス法と持分プーリング法
 - (2) 取得の会計処理
時価評価 のれん
 - (3) 共同支配企業の形成と共通支配下の企業結合の会計処理
 - (4) 事業分離の会計処理
 - (5) 注記
22. 外貨換算
 - (1) 外貨換算の意義
 - (2) 外貨建取引の換算
 - (3) 外貨建資産・負債の換算
外貨建金銭債権債務 外貨建有価証券
換算差額の処理
 - (4) 外貨表示財務諸表の換算方法
 - (5) 在外支店の財務諸表項目の換算
資産・負債の換算 収益・費用の換算
換算差額の処理
 - (6) 在外子会社等の財務諸表項目の換算
資産・負債の換算 収益・費用の換算
換算差額の処理
 - (7) 注記
23. 四半期財務諸表
 - (1) 四半期財務諸表の意義と範囲等
 - (2) 四半期財務諸表の作成方法
実績主義 予測主義 四半期特有の会計処理
 - (3) 四半期財務諸表の表示と注記

出題範囲の要旨について

管理会計論

管理会計論の分野には、原価計算と管理会計が含まれている。原価計算は、材料、仕掛品及び製品等の棚卸資産評価並びに製品・サービス等に関する売上原価の計算について出題する。また、管理会計は、利益管理、資金管理、戦略的マネジメント等を含み、会計情報等を利用して行う意思決定及び業績管理に関連する内容について出題する。

なお、政府・自治体・非営利組織の管理会計の分野は、当分の間、出題範囲から除外する。

〔注意〕

短答式試験は、下記の「出題項目の例」の全体から出題することとし、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。論文式試験は、下記の「出題項目の例」の網掛け部分を重点的に出題することとし、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を最終的に判定する試験とすべく、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかに関し評価の重点を置く。

<出題項目の例>

I 原価計算に関する領域

1. 原価計算の基礎知識
 - (1) 原価計算の意義と目的
 - (2) 原価の意義と種類
 - (3) 原価態様
 - (4) 全部原価計算と直接原価計算
2. 実際原価計算
 - (1) 費目別計算
 - (2) 部門別計算
 - (3) 製品別計算
 - (4) 単純個別原価計算と単純総合原価計算の流れ
3. 個別原価計算と製造間接費の配賦
 - (1) 総括配賦と部門別配賦
 - (2) 製造間接費の配賦基準
 - (3) 実際配賦と予定配賦
 - (4) 製造間接費予算
 - (5) 原価部門の意義
 - (6) 部門個別費と部門共通費
 - (7) 補助部門費の製造部門への配賦
 - (8) 単一基準配賦法と複数基準配賦法
 - (9) 原価計算表の作成
 - (10) 仕損の処理
4. 総合原価計算
 - (1) 月末仕掛品の評価
 - (2) 仕損・減損・作業屑の処理
 - (3) 工程別総合原価計算
 - (4) 組別総合原価計算
 - (5) 等級別総合原価計算
5. 連産品と副産物の原価計算
 - (1) 連産品の原価計算
 - (2) 副産物等の処理と評価
6. 標準原価計算
 - (1) 標準原価計算の意義
 - (2) 標準原価と原価標準
 - (3) 標準原価差異の算定と分析

7. 直接原価計算

- (1) 直接原価計算の意義
- (2) 直接原価計算の計算原理

II 会計情報等を利用した意思決定及び業績管理に関する領域

1. 管理会計の基礎知識
 - (1) 管理会計の意義と目的
 - (2) 管理会計の領域
 - (3) 戦略と管理会計の関係
 - (4) 責任会計の概念
 - (5) マネジメント・コントロール・システム
2. 財務情報分析
 - (1) 財務情報分析の意義と種類
 - (2) 収益性分析
 - (3) 安全性分析
 - (4) キャッシュ・フロー分析
3. 短期利益計画のための管理会計
 - (1) 短期利益計画の意義
 - (2) CVP分析
 - (3) 貢献利益アプローチ
 - (4) 原価予測
4. 予算管理
 - (1) 予算管理の意義と機能
 - (2) 予算編成と予算統制
5. 資金管理とキャッシュ・フロー管理
 - (1) 資金管理の意義
 - (2) 正味運転資本の管理
 - (3) 運転資金の管理
 - (4) 現金資金の管理
 - (5) キャッシュ・フローの管理
6. コスト・マネジメント
 - (1) 原価企画
 - (2) 原価維持
 - (3) 原価改善
 - (4) 活動基準原価管理

7. 差額原価収益分析

- (1) 差額原価収益分析の意義
- (2) 差額原価収益分析の手法

8. 投資計画の経済性計算

- (1) 投資計画の経済性計算の意義
- (2) 投資計画の経済性計算の手法

9. 分権化組織とグループ経営の管理会計

- (1) 分権化と管理会計
- (2) 振替価格
- (3) 事業部制組織における業績評価
- (4) 多国籍企業のための管理会計
- (5) 分権化組織・事業価値・企業価値の財務評価尺度

出題範囲の要旨について

監 査 論

監査論の分野には、公認会計士又は監査法人(以下、公認会計士)による財務諸表(財務諸表、財務表及び財務諸表項目等)の監査を中心とした理論、制度及び実務が含まれる。すなわち、財務諸表監査、中間監査、四半期レビュー及び内部統制監査の理論、制度及び実務を出題範囲とする。

このうち制度に関する出題範囲の中心となるのは、わが国の監査の基準の設定主体である企業会計審議会が公表する監査基準等(監査基準、中間監査基準、監査に関する品質管理基準、四半期レビュー基準、監査における不正リスク対応基準及び財務報告に係る内部統制監査の基準に関する意見書、並びに、財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書)及び公認会計士による財務諸表の監査に係る諸法令(金融商品取引法、会社法、公認会計士法、内閣府令等を含む。)である。なお、令和5年4月7日付で改訂された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の改訂内容については出題範囲に含まれない。あわせて監査に関する基準の理解ないし解釈に必要な場合において、日本公認会計士協会の実務の指針(品質管理基準報告書及び監査基準報告書に限る。)も適宜出題範囲とする。

また、公認会計士としての職業倫理、その他内部監査や監査役等(監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会)の監査の概要も、公認会計士による財務諸表の監査の理解にとって重要であることから出題範囲とする。

なお、現行の基準や法令に関する知識のみでなく、それらの背景となる監査の理論や考え方、実務慣行等も出題範囲とする。

[注意]

短答式試験は、下記の「出題項目の例」の全体から出題することとし、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。論文式試験は、下記の「出題項目の例」の網掛け部分を重点的に出題することとし、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を最終的に判定する試験とすべく、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかに関し評価の重点を置く。

<出題項目の例>

1. 公認会計士監査の基礎

(1) 公認会計士監査の意義

- ① 財務報告制度における公認会計士監査の位置付け
- ② コーポレート・ガバナンスに対する公認会計士監査の貢献
- ③ 公認会計士監査の歴史

(2) 公認会計士監査をめぐる基礎的理論

(3) 監査人としての要件と職業倫理

(4) 関連法規

- ① 公認会計士法
- ② 金融商品取引法監査制度
- ③ 会社法監査制度

2. 監査基準

(1) 監査基準の意義

- ① 監査基準生成の歴史的経緯
- ② 監査基準の意義と役割

(2) 監査の目的

- ① 一般目的の財務諸表の監査の目的
- ② 重要な虚偽の表示に対する監査上の対応

③ 特別目的の財務諸表の監査の目的

(3) 一般基準

- ① 専門的能力の向上と知識の蓄積
- ② 公正不偏の態度と独立性の保持
- ③ 正当な注意と職業的懐疑心
- ④ 不正等に起因する虚偽の表示への対応
- ⑤ 監査調書の意義と役割
- ⑥ 監査業務全般に係る監査事務所としての品質管理
- ⑦ 個々の監査業務に係る品質管理
- ⑧ 守秘義務

(4) 実施基準

- ① 基本原則
- ② 監査計画の策定
- ③ 監査の実施
- ④ 他の監査人等の利用(グループ監査を含む)

(5) 報告基準

- ① 基本原則
- ② 監査報告書の記載区分

- ③ 無限定適正意見の記載事項
- ④ 意見に関する除外
- ⑤ 監査範囲の制約
- ⑥ 継続企業の前提
- ⑦ 監査上の主要な検討事項
- ⑧ その他の記載内容
- ⑨ 追記情報
- ⑩ 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報
- (6) その他
 - ① 経営者等とのディスカッション
 - ② 監査役等とのコミュニケーション
 - ③ 比較情報への対応
 - ④ 後発事象への対応
- 3. 監査における不正リスク対応基準
 - (1) 不正リスク対応基準の意義
 - (2) 職業的懐疑心の強調
 - (3) 不正リスクに対応した監査の実施
 - (4) 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理
- 4. 中間監査基準・四半期レビュー基準
 - (1) 中間監査基準
 - ① 中間監査の意義
 - ② 実施基準
 - ③ 報告基準
 - (2) 四半期レビュー基準
 - ① 四半期レビューの意義
- ② 実施基準
- ③ 報告基準
- 5. 財務報告に係る内部統制監査の基準
 - (1) 内部統制監査の意義
 - (2) 内部統制の基本的枠組み
 - (3) 内部統制監査と財務諸表監査との関係
 - (4) 内部統制監査の実施
 - (5) 内部統制監査の報告
- 6. 監査に関する品質管理基準
 - (1) 品質管理の意義
 - (2) 品質管理システムの整備及び運用
 - (3) 品質管理システムの構成
 - ① 監査事務所のリスク評価プロセス
 - ② ガバナンス及びリーダーシップ
 - ③ 職業倫理及び独立性
 - ④ 監査契約の新規の締結と更新
 - ⑤ 業務の実施
 - ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
 - ⑦ 情報と伝達
 - ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
 - ⑨ 監査事務所間の引継
 - (4) 共同監査
- 7. 財務情報等に係る保証業務
 - (1) 保証業務の意義
 - (2) 保証業務の要素

出題範囲の要旨について

企業法

企業法の分野には、会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る）及び監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法が含まれる。

会社法に関しては、会社法の全体を出題範囲とする。

商法に関しては、商法第1編（総則）及び第2編（商行為）を出題範囲とする。

金融商品取引法については、企業内容等の開示に関する金融商品取引法第2章を中心として出題する。同法第1章（総則）及び監査証明並びに開示に関する民事責任、刑事責任及び行政処分（課徴金制度を含む）は、出題範囲とする。さらに、同法第2章の2（公開買付けに関する開示）、第2章の3（株券等の大量保有の状況に関する開示）、第2章の4（開示用電子情報処理組織による手続の特例等）、第2章の5（特定証券情報等の提供又は公表）についても、出題範囲とする。

監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法については、当分の間、出題範囲から除外する。

〔注意〕

短答式試験は、下記の「出題項目の例」の全体から出題することとし、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。論文式試験は、下記の「出題項目の例」の網掛け部分を重点的に出題することとし、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を最終的に判定する試験とすべく、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかに関し評価の重点を置く。

＜出題項目の例＞

1. 会社法

(1) 総論・総則

会社の意義 子会社・親会社 公開会社
大会社 特例有限会社 会社の法人性
法人格否認の法理 会社の能力 会社
の使用人 会社の代理商 事業譲渡会
社と事業譲受会社の義務・責任

(2) 株式会社の設立

発起人 発起設立・募集設立 定款 変
態設立事項 払込の仮装 発起人の責
任 設立の瑕疵

(3) 株式・新株予約権

株式の意義 株主平等原則 株式の内
容・種類 株式の併合・分割・無償割当
単元株制度 株券 株式譲渡 株式の
担保化 株主名簿 基準日 株式振替
制度 自己株式 株式買取請求 利益
供与の禁止 株式会社の資金調達方法
募集株式の発行等 新株予約権 買取
防衛策 特別支配株主の株式等売渡請
求

(4) 株式会社の機関

機関の組合せの多様性 株主総会の権
限・招集・運営 議決権 株主総会決議
役員等の選任・解任 役員等と会社との
関係 役員等の権限 社外取締役・社外
監査役 株式会社における業務執行権
限と代表権限 監査等委員会設置会社
指名委員会等設置会社 取締役会 内
部統制システム 代表行為と取引の安

全 役員等の責任 特定責任 取締
役・執行役の職務執行に対する監督・監
査 監査役会

(5) 株式会社の計算

会計の原則 計算書類等の監査・承認・
開示 資本金・準備金 剰余金の分配

(6) 持分会社

社員の責任 所有と経営の制度的な一致
投下資本の回収方法

(7) 社債

株式と社債の相違 社債の多様性

(8) 組織変更・組織再編等

組織変更 合併 会社分割 株式交
換・株式移転 株式交付 事業譲渡等

(9) 外国会社

(10) 定款変更 解散 清算 雑則 罰則

2. 商法

(1) 総論

商法の意義 商法の法源

(2) 商人・商行為

商人とその組織 商行為 商法上の企
業活動補助者の制度 企業の情報開示
企業会計 商事売買 運送営業 寄託

3. 金融商品取引法

(1) 総則

(2) 企業内容等の開示

開示制度の意義 開示制度の対象 発
行開示・流通開示・結合開示 直接開
示・間接開示 内部統制報告制度 自己
株券買付状況報告書 適時開示

- (3) 公開買付けに関する開示
公開買付規制の意義 公開買付けの手
続 公開買付けと行為規制
- (4) 株券等の大量保有の状況に関する開示
大量保有報告制度の意義
- (5) 開示用電子情報処理組織による手続の

- 特例等
- (6) 特定証券情報等の提供又は公表
特定勧誘等 特定証券情報
- (7) 開示に関する責任
民事責任 刑事責任 行政処分

出題範囲の要旨について

租 税 法

租税法の分野には、租税法総論及び法人税法、所得税法などの租税実体法が含まれる。

租税実体法については、法人税法を中心として、所得税法、消費税法の構造的な理解を問う基礎的な出題とする。また必要に応じ、これらに関連する租税特別措置法、並びに法令の解釈・適用に関する実務上の取り扱いを問う。国際課税については、法人税法に規定する外国法人の法人税のほか、所得税法に規定する非居住者及び法人の納税義務並びに外国税額控除のみを問うものとする。例えば、タックスヘイブン税制、移転価格税制、過少資本税制は出題範囲から除外する。また、グループ通算制度は、当分の間、出題範囲から除外する。

相続税法、租税手続法、租税訴訟法及び租税罰則法については、当分の間、出題範囲から除外する。

(注) 消費税法については、「区分記載請求書方式」を除くものとする。

<出題項目の例>

1. 法人税法

- (1) 納税義務者
- (2) 課税所得の計算
 - ① 課税所得の計算と企業会計
課税所得の計算と企業会計の関係
確定決算主義
 - ② 資本金等の額、利益積立金額
 - ③ 益金の額の計算
資産の売却 資産の譲渡または役務の提供 無償取引 受取配当等 資産の評価益 など
 - ④ 損金の額の計算
売上原価 販売費及び一般管理費 資産の評価損 給与 保険料 寄附金 交際費 租税公課 貸倒損失 減価償却 圧縮記帳 引当金・準備金 借地権 など
 - ⑤ 特殊取引等
長期割賦販売 長期大規模工事 リース取引 有価証券の時価評価損益 デリバティブ取引 ヘッジ処理 外貨建取引の換算 ストックオプション 完全支配関係法人間の取引 など
 - ⑥ 組織再編成に係る所得の計算
- (3) 同族会社
同族会社の行為計算の否認
- (4) 欠損金の取扱い
- (5) 税額の計算

(6) 税額控除（外国税額控除を含む。）

(7) 申告・納付・還付等

(8) 外国法人の法人税

2. 所得税法

- (1) 納税義務者と課税所得の範囲
- (2) 非課税所得
- (3) 各種所得の区分と計算
利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 退職所得 山林所得 譲渡所得 一時所得 雑所得
- (4) 収入金額と必要経費
- (5) 損益通算と損失の繰越控除
- (6) 所得控除
- (7) 税額の計算（復興特別所得税を含む。）
- (8) 税額控除（外国税額控除を含む。）
- (9) 申告・納付・還付等
- (10) 非居住者及び法人の納税義務
- (11) 源泉徴収

3. 消費税法

- (1) 納税義務者
- (2) 課税期間と基準期間
- (3) 課税取引と非課税取引
- (4) 輸出免税
- (5) 課税標準と税率
- (6) 課税売上割合と仕入税額控除
- (7) その他の税額控除
- (8) 簡易課税制度
- (9) 申告・納付・還付等

出題範囲の要旨について

経営学

経営学の分野には、経営管理と財務管理が含まれる。経営管理は、経営管理の基礎及び経営管理の個別領域のうち、経営戦略、経営組織、組織行動、経営統制を出題範囲とする。また、財務管理については、資金調達、投資決定、資本コスト、資本構成、ペイアウト政策、運転資本管理、企業評価と財務分析、資産選択と資本市場、デリバティブとリスク管理を出題範囲とする。

なお、生産管理及び販売管理は、当分の間、出題範囲から除外する。

<出題項目の例>

I 経営管理

1. 経営管理の基礎
 - (1) 管理過程としての経営管理
 - (2) トップ・マネジメントの役割
 - (3) 経営（企業）理念
 - (4) 日本の経営管理
2. 経営戦略
 - (1) 全社戦略
 - (2) 経営資源と多角化戦略
 - (3) 事業戦略（競争戦略）
 - (4) 製品戦略とマーケティング
 - (5) 合併・買収（M&A）と連携戦略
 - (6) 国際経営
 - (7) 技術経営（MOT）
 - (8) 中小企業経営とスタートアップ
 - (9) 経営計画（長期・中期・短期等）
3. 経営組織
 - (1) 経営戦略と経営組織
 - (2) 組織目標とKPI（主要業績評価指標）
 - (3) 組織構造と組織設計
 - (4) 組織と環境
 - (5) 組織の成長（発展）と組織革新
 - (6) 組織学習
 - (7) 組織（企業）文化
 - (8) 組織間関係
4. 組織行動
 - (1) 小集団とグループ・ダイナミクス
 - (2) 動機づけ（モチベーション）
 - (3) リーダーシップ
 - (4) キャリア設計とキャリア開発
 - (5) ダイバーシティ経営
5. 経営統制
 - (1) 内部統制と外部統制
 - (2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）
 - (3) 情報開示とIR（インベスター・リレーションズ）
 - (4) 企業倫理

II 財務管理

1. 資金調達
 - (1) 株式の発行とIPO
 - (2) 負債による資金調達
 - (3) 新株予約権の利用
2. 投資決定
 - (1) 投資案の評価方法（NPV法、IRR法など）
 - (2) 税制の影響（APV法など）
 - (3) リアル・オプション
3. 資本コスト
 - (1) 源泉別資本コスト
 - (2) 加重平均資本コスト（WACC）
 - (3) 税制の影響
4. 資本構成
 - (1) レバレッジ効果と財務リスク
 - (2) 資本構成と企業価値－MM理論
 - (3) 資本構成に影響する要因
 - (4) エージェンシー理論
5. ペイアウト政策
 - (1) ペイアウトと企業価値－MM理論
 - (2) 市場の不完全性とペイアウト政策
6. 運転資本管理
 - (1) 流動資産管理
 - (2) 流動負債管理
7. 企業評価と財務分析
 - (1) フリー・キャッシュ・フロー
 - (2) 企業価値評価
 - (3) 財務分析
8. 資産選択と資本市場
 - (1) 普通株式の評価と投資尺度
 - (2) 債券の評価・利回り
 - (3) ポートフォリオ理論
 - (4) 資本資産評価モデル（CAPM）
 - (5) マルチファクター・モデル
 - (6) 効率的市場とアノマリー
9. デリバティブとリスク管理
 - (1) 先渡しと先物
 - (2) オプション
 - (3) スワップ
 - (4) リスク評価と管理手法

出題範囲の要旨について

経 済 学

経済学の分野には、ミクロ経済学とマクロ経済学が含まれる。基礎的な理論の理解を問う。ここでいう基礎的な理論とは、多くの大学で必修とされているミクロ経済学とマクロ経済学の内容を意味する。

<出題項目の例>

I ミクロ経済学

1. 市場と需要・供給
 - (1) 需要曲線と供給曲線
 - (2) 市場均衡
 - (3) 比較静学
 - (4) 均衡の安定性
2. 消費者と需要
 - (1) 無差別曲線
 - (2) 限界代替率
 - (3) 代替財・補完財
 - (4) 効用最大化
 - (5) 上級財・下級財
 - (6) 奢侈品・必需品
 - (7) 価格・所得弾力性
 - (8) 所得効果と代替効果
3. 企業と生産関数・費用関数
 - (1) 限界費用
 - (2) 平均費用
 - (3) 利潤最大化
 - (4) 損益分岐点・操業停止点
 - (5) 限界生産物・平均生産物
 - (6) 生産要素の需要
4. 市場の長期供給曲線
 - (1) 短期と長期の費用曲線
 - (2) 規模に関する収穫
 - (3) 産業の長期均衡
 - (4) 費用一定産業・費用逕減産業・費用逕増産業
5. 完全競争市場
 - (1) 完全競争の条件
 - (2) 一般均衡モデル
6. 厚生経済学
 - (1) 消費者余剰と生産者余剰
 - (2) 課税の効果
 - (3) パレート最適
 - (4) 厚生経済学の基本定理
7. 不完全競争市場
 - (1) 市場構造の分類
 - (2) 独占企業の利潤最大化
 - (3) 独占度
 - (4) 複占モデル
 - (5) 独占的競争
8. 市場の失敗
 - (1) 外部経済・不経済

(2) 公共財

9. 国際貿易

- (1) 比較優位
- (2) 貿易の利益
- (3) ヘクシャー・オリー・モデル

II マクロ経済学

1. 国民所得

- (1) GDP 統計
- (2) 三面等価の原則
- (3) 名目値と実質値
- (4) 物価指数

2. 国民所得の決定

- (1) 有効需要の原理
- (2) 45 度線モデル
- (3) 乗数効果（政府支出乗数、租税乗数、均衡予算乗数の定理）
- (4) インフレギャップ・デフレギャップ

3. 消費と貯蓄の理論

- (1) 限界消費性向と平均消費性向
- (2) 消費関数（ケインズ型消費関数、恒常所得仮説、ライフサイクル仮説 等）
- (3) 流動性制約
- (4) 遺産動機

4. 貨幣需要と貨幣供給

- (1) 貨幣の概念
- (2) 貨幣数量説
- (3) 流動性選好理論
- (4) マネーストック・ハイパワードマネー
- (5) 金融政策の手段

5. 投資理論

- (1) 資本の限界効率
- (2) 資本の使用費用
- (3) 資本ストック調整原理
- (4) トービンの Q
- (5) 流動性制約と投資

6. IS-LM モデル

- (1) IS-LM モデル
- (2) 国民所得と利子率の決定
- (3) 財政政策の効果
- (4) クラウディング・アウト
- (5) 金融政策の効果
- (6) 流動性のワナ

7. 労働市場

- (1) ケインズの失業理論（名目賃金の硬直性、非自発的失業）
 - (2) 古典派の雇用理論
 - (3) 摩擦的失業
8. 経済政策の有効性
- (1) 総需要曲線
 - (2) 総供給曲線
 - (3) 物価水準の決定
 - (4) 景気循環の考え方
 - (5) フィリップス曲線
9. 経済成長理論
- (1) 均衡成長の条件
 - (2) 新古典派経済成長モデル
 - (3) 技術進歩
 - (4) 成長会計
10. 国際マクロ経済学
- (1) 国際収支
 - (2) 為替レート
 - (3) マンデル・フレミング・モデル

出題範囲の要旨について

民 法

民法の分野は、財産法の分野と家族法の分野に大別されるが、このうち財産法の分野、すなわち民法第1編〔総則〕、同第2編〔物権〕及び同第3編〔債権〕並びに関連する特別法を出題範囲とする。

関連する特別法とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（第1章、第2章、第3章及び第6章）、不動産登記法、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、仮登記担保契約に関する法律、利息制限法、消費者契約法（第1章及び第2章）、借地借家法、失火ノ責任ニ関スル法律及び製造物責任法である。

家族法（民法第4編〔親族〕、同第5編〔相続〕）については、家族関係に固有の論点は、当分の間、出題範囲から除外する。また、関連する特別法のうち、不動産登記法における固有の論点は、当分の間、出題範囲から除外する。

<出題項目の例>

1. 民法通則
 - (1) 民法における基本原理
権利能力平等の原則 所有権絶対の原則 私的自治の原則 過失責任主義
 - (2) 民法における基本原理
公共の福祉 信義誠実の原則 権利濫用の禁止
2. 民法総則
 - (1) 権利の主体
権利能力 意思能力 行為能力 住所不在者の財産管理 失踪宣告 一般社団法人・一般財団法人 法人の能力 法人の不法行為能力 権利能力なき社団法人人格否認の法理
 - (2) 権利の客体
物 不動産・動産 主物・従物 果実
 - (3) 法律行為の内容及び効力
法律行為・意思表示 公序良俗 心裡留保 虚偽表示 錯誤 詐欺・強迫 誤認・困惑 不当条項 無効・取消し 条件 期限 期間の計算
 - (4) 代理
自己契約・双方代理・利益相反行為 代理権の濫用 表見代理 無権代理
 - (5) 時効
援用 完成猶予 更新 取得時効 消滅時効 除斥期間
3. 物権
 - (1) 物権
物権法定主義 物権の効力
 - (2) 物権変動
意思主義 対抗要件 不動産登記制度 不動産物権変動 動産物権変動 混同
 - (3) 占有権
占有の態様 占有訴権 即時取得
 - (4) 所有権
相隣関係 所有権の原始取得 共有・合有・総有 所有者不明土地等管理制度
 - (5) 用益物権
地上権 永小作権 地役権 入会権
4. 担保物権
 - (1) 法定担保物権
留置権 先取特権
 - (2) 約定担保物権
質権 抵当権 根抵当権
 - (3) 非典型担保
仮登記担保 譲渡担保 所有権留保
5. 債権
 - (1) 債権の目的
特定物債権 種類債権 金銭債権 利息債権 法定利率 選択債権
 - (2) 債権の効力
債務不履行 受領遅滞 履行の強制 債務不履行による損害賠償 損害賠償の範囲 中間利息の控除 過失相殺 金銭債務の特則 賠償額の予定 損害賠償による代位 代償請求権
 - (3) 債権者代位権・詐害行為取消権
 - (4) 多数当事者の債権・債務
分割債権・分割債務 不可分債権・不可分債務 連帯債権・連帯債務 保証債務 個人根保証契約
 - (5) 債権譲渡・債務引受
 - (6) 債権の消滅
弁済 代物弁済 弁済の充当 弁済の提供 供託 弁済による代位 相殺 更改 免除 混同
 - (7) 有価証券
指図証券 記名式所持人払証券 無記名証券
6. 契約
 - (1) 契約の成立
締結及び内容の自由 方式の自由 申込みと承諾 懸賞広告 契約締結上の過失
 - (2) 契約の効力

- 同時履行の抗弁 危険負担 第三者のためにする契約 契約上の地位の移転
 - (3) 契約の解除
催告による解除 催告によらない解除
解除の効果 解除権の消滅
 - (4) 定型約款
 - (5) 各種の契約とその効力
贈与 売買 交換 消費貸借 使用貸借 賃貸借 雇用 請負 委任 寄託
組合 終身定期金 和解
7. 法定債権関係
- (1) 事務管理
 - (2) 不当利得
不当利得の要件 非債弁済 不法原因給付
 - (3) 不法行為
故意・過失 権利・利益侵害 因果関係
損害 責任能力 責任無能力者の監督
義務者の責任 使用者責任 注文者の責任
工作物責任 動物占有者の責任
共同不法行為 正当防衛・緊急避難
中間利息の控除 過失相殺 名誉毀損における原状回復 損害賠償請求権の消滅時効 製造物責任

出題範囲の要旨について

統計学

統計学の分野には、記述統計、確率、推測統計、相関・回帰分析の基礎が含まれる。

<出題項目の例>

I 記述統計と確率

1. 記述統計

- (1) 度数分布表、ヒストグラム、箱ひげ図、幹葉表示
- (2) 平均、中央値、最頻値などと外れ値の影響
- (3) 分散、標準偏差、標準化、変動係数、分位点
- (4) 散布図、共分散、相関係数
- (5) ローレンツ曲線、ジニ係数
- (6) 時系列データ、移動平均、季節調整
- (7) 価格指数、数量指数、実質化
- (8) 寄与度、寄与率

2. 確率

- (1) 事象、確率空間、確率
- (2) 条件付確率、事象の独立性
- (3) ベイズの定理

3. 確率変数と期待値

- (1) 確率分布、確率密度、分布関数
- (2) 同時分布、周辺分布、条件付分布、独立性
- (3) 期待値、分散、標準偏差、共分散、相関係数、歪度、尖度
- (4) 条件付分布の期待値、分散、共分散

4. さまざまな確率分布

- (1) 二項分布、超幾何分布
- (2) ポアソン分布、その他の離散分布
- (3) 正規分布
- (4) カイ二乗分布、t 分布、F 分布
- (5) 指数分布、ガンマ分布、ベータ分布
- (6) 対数正規分布、その他の連続分布

5. 統計ソフトウェアの活用

- (1) 統計グラフ、計算出力の活用
要約統計量、散布図、箱ひげ図、Q-Q プロット

II 推測統計

1. 母集団と標本

- (1) 無限母集団と無作為標本
- (2) 有限母集団からの標本抽出
復元抽出と非復元抽出
層別抽出、多段抽出などの抽出法
標本誤差と非標本誤差
- (3) 大数の法則、中心極限定理、離散分布の連続補正
- (4) 実験データと観測データ

2. 点推定と区間推定

- (1) 推定量の不偏性、一致性、漸近正規性
- (2) 基本的な推定量（標本平均、標本比率など）
- (3) 推定量の期待値、分散、平均 2 乗誤差
- (4) 信頼係数と信頼区間
- (5) 区間推定の具体的な例
平均、平均の差
比率、比率の差

分散の区間推定

- (6) ベイズ統計、事前分布と事後分布
ベイズ推定とベイズ区間推定

3. 仮説検定

- (1) 帰無仮説と対立仮説、二種類の過誤、検出力
- (2) 有意水準、P 値
- (3) 検定の具体的な例
平均、平均の差
比率、比率の差
分散、分散の比
適合度・独立性
ノンパラメトリック検定
(符号検定・順位和検定など)

4. 変数間の分析

- (1) 相関係数に関する推定・検定
- (2) 回帰モデル (単回帰と重回帰)
最小二乗法と外れ値
回帰係数の推定と検定 (t 検定、F 検定)
決定係数、重相関係数、多重共線性
誤差項の系列相関、不均一分散
ダミー変数
- (3) 1 元・2 元配置分散分析、共分散分析
- (4) 回帰式による予測と区間推定
- (5) 時系列データと自己回帰モデル

5. 統計ソフトウェアの活用

- (1) 計算出力の活用
点推定と区間推定、仮説検定に関する出力
変数間の分析に関する出力

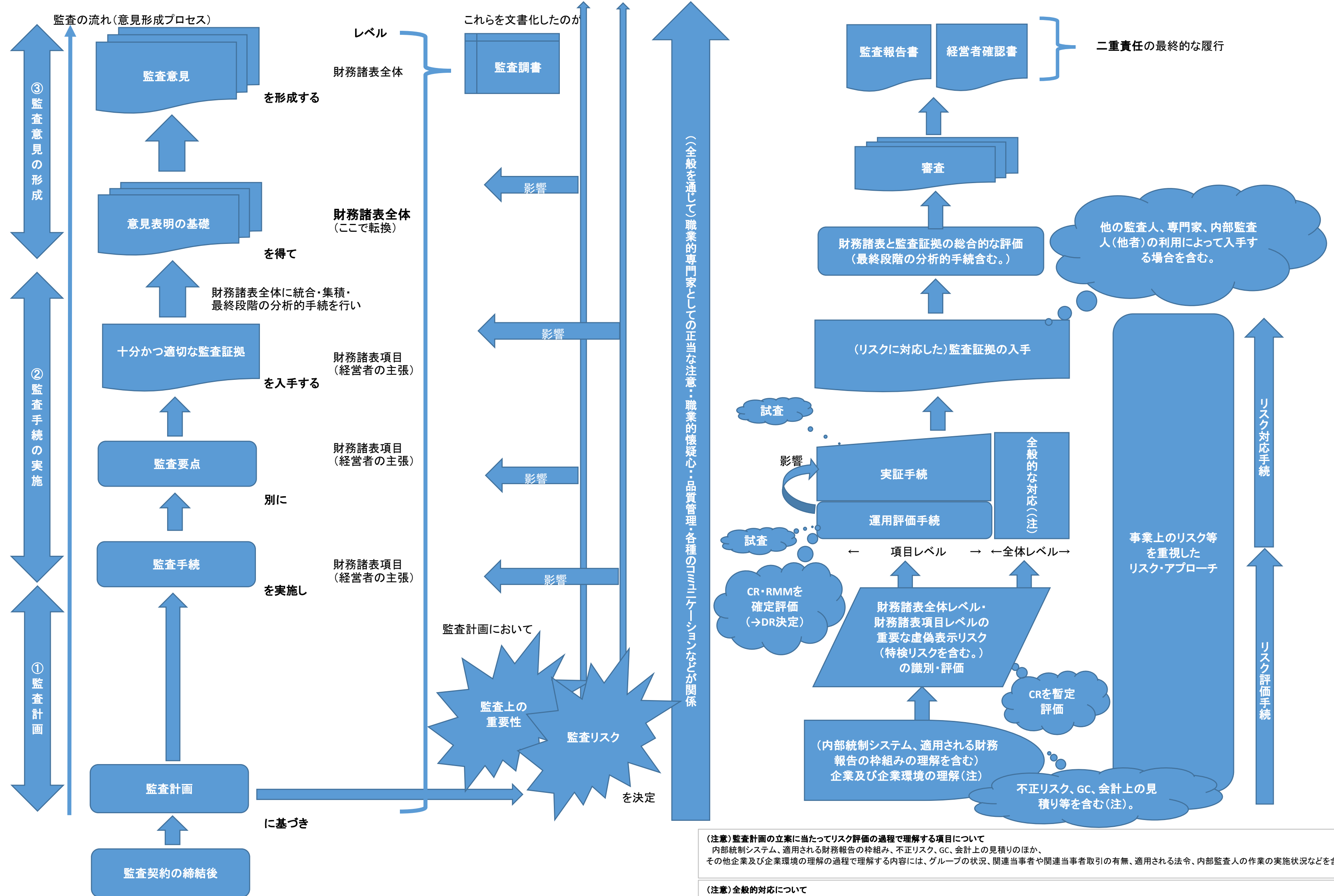
出題区分表、上級テキスト、論文式試験過去問の対応表

◎:第1問(最近は純理論問題)、★:第2問(最近は事例問題)

公認会計士・監査審査会の出題区分表		TAC上級テキスト(2024)		過去問																
		過去出題された分野から以下の特に【論A】、【論B】を重点的に復習！		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1.公認会計士監査の基礎																				
(1)公認会計士監査の意義																				
	①財務報告制度における公認会計士監査の位置付け	5頁、8～10頁、407頁、411頁、415・416頁、430頁																		
	②コーポレート・ガバナンスに対する公認会計士監査の貢献	5頁、8～10頁、407頁、411頁、415・416頁、430頁																		
	③公認会計士監査の歴史	8・9頁、19頁、449・450頁																		
(2)公認会計士監査をめぐる基礎的理論 具体的には、期待ギャップ、監査の必要性、監査の固有の限界、合理的な保証、二重責任の原則、監査の機能（指導＆批判、保証＆情報提供、監査意見の枠組み（表明形式））																				
		18頁、26頁、28頁、31～35頁、394～397頁																		
(3)監査人としての要件と職業倫理																				
		38～46頁、444～448頁																		
2.監査基準																				
(1)監査基準の意義																				
	①監査基準生成の歴史的経緯	19頁、450頁および450頁に登場するそれぞれの頁																		
	②監査基準の意義と役割	16・17頁、20～23頁																		
(2)監査の目的																				
	①一般目的の財務諸表の監査の目的	26～29頁、191頁、394・395頁																		
	②重要な虚偽の表示に対する監査上の対応	27頁、51頁、100頁、106～111頁、144～146頁、242頁																		
	③特別目的の財務諸表の監査の目的	394～400頁																		
(3)一般基準																				
	①専門的能力の向上と知識の蓄積	39頁																		
	②公正不偏の態度と独立性の保持	40・41頁、432～435頁、447頁																		
	③正当な注意と職業的懐疑心	42・43頁、254頁																		
	④不正等に起因する虚偽の表示への対応	240～252頁																		
	⑤監査調書の意義と役割	154～157頁																		
	⑥監査業務全般に係る監査事務所としての品質管理	286・287頁																		
	⑦個々の監査業務に係る品質管理	286・287頁																		
	⑧守秘義務	44・45頁、283頁、448頁																		
(4)実施基準																				
	①基本原則(リスク・アプローチ、監査上の重要性)	50～52頁、100頁～111頁、142～144頁																		
	②監査計画の策定及び修正	148～150頁																		
	③監査の実施																			
	(ア)監査要点	54～57頁																		
	(イ)具体的な監査手続の種類	59・60頁、66～76頁、123頁																		
	(ウ)十分かつ適切な監査証拠と証明力	61～65頁																		
	(エ)内部統制と財務諸表監査との関係	78～88頁																		
	(オ)試査とサンプリング	89～97頁																		
	(カ)リスク評価の手法、リスク評価の修正と監査計画の見直し	114～122頁、127頁、150頁																		
	(キ)監査チーム内の討議	116・117頁																		
	(ク)評価したリスクへの対応	123頁、124～130頁																		
	(ケ)不正等に起因する虚偽表示への対応	240～255頁																		
	(コ)特別な検討を必要とするリスクと当該リスクへの対応	131～133頁																		
	(サ)会計上の見積りの監査	134～140頁																		
	(シ)関連当事者の監査	141頁																		
	(ス)ITへの対応	152・153頁																		
	(セ)法令の遵守状況の検討、法令違反等事実発見時の対応	256～259頁、412頁																		
	(ソ)継続企業の前提に関する検討	262～268頁																		
	(タ)監査上の主要な検討事項の検討及び決定	279・280頁																		
	(チ)その他の記載内容の通読及び検討	325～327頁																		
	(ツ)監査手続の結果、識別した虚偽表示の集計・評価	144～146頁																		
	(テ)経営者確認書	176～181頁																		
	(ト)監査の最終段階及び審査	182頁、308～311頁																		
	④他の監査人等の利用(グループ監査を含む。)	160頁																		
	・他の監査人(構成単位の監査人)等の利用・グループ監査	(差替後)161頁～167頁																		
	・専門家の業務の利用	170・171頁																		
	・内部監査人の作業の利用	172・173頁																		
(5)報告基準																				
	①基本原則(監査報告書の意義、報告基準を設ける必要性)	188～194頁																		
	②監査報告書の記載区分	196～200頁、236頁																		
	③無限定適正意見の記載事項	201～208頁																		
	④意見に関する除外	145・146頁、210～215頁、222～225頁、226頁																		
	⑤監査範囲の制約	210～215頁、216～221頁、226頁																		
	⑥継続企業の前提に関する報告	269～274頁																		
	⑦監査上の主要な検討事項の報告	281～284頁																		
	⑧その他の記載内容に関する報告	328・329頁																		
	⑨追記情報	228～235頁																		
	⑩特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報	398～400頁																		
(6)その他																				
	①経営者への質問、経営者とのディスカッション(討議)	116・117頁、151頁																		
	②監査役等とのコミュニケーション	151頁、276～278頁、416頁																		
	③比較情報への対応	321～324頁																		
	④後発事象への対応	318～320頁、428頁																		
3.監査における不正リスク対応基準																				
	(1)不正リスク対応基準の意義	253・254頁																		
	(2)職業的懐疑心の強調	545頁																		
	(3)不正リスクに対応した監査の実施	246・247頁、254・255頁																		
	(4)不正リスクに対応した監査事務所の品質管理	255頁																		
4(2).四半期レビュー基準 ⇒今後「期中レビュー」に																				
	①四半期レビューの意義	334・335頁、353頁																		
	②実施基準	336～341頁、353頁																		
	③報告基準	342～353頁																		
5.財務報告に係る内部統制監査の基準																				
	(1)内部統制監査の意義	358・359頁、361頁、365～369頁、385・386頁																		
	(2)内部統制の基本的枠組み	78～81頁																		
	(3)内部統制監査と財務諸表監査との関係	360頁																		
	(4)内部統制監査の実施	370～372頁																		
	(5)内部統制監査の報告	373～384頁																		
6.監査に関する品質管理基準																				
	(1)品質管理の意義	286～288頁																		
	(2)品質管理システムの整備及び運用	289頁、291頁、306・307頁																		
	(3)品質管理システムの構成	290頁																		
	①監査事務所のリスク評価プロセス	292頁																		
	②ガバナンス及びリーダーシップ	293頁																		
	③職業倫理及び独立性	294・295頁																		
	④監査契約の新規の締結と更新	296・297頁																		
	⑤監査の実施	298・299頁																		
	⑥監査事務所の業務運営に関する資源	300・301頁																		
	⑦情報と伝達	302・303頁																		
	⑧品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	303・304頁、306頁																		
	⑨監査事務所間の引継ぎ(＝監査人の交代)	313頁・314頁																		
	(4)共同監査	312頁																		

【図表1】監査の実施プロセス/意見形成プロセスの全体像

◎ 監査は以下のように流れがあります。常に、学習項目(論点)の、全体のなかでの位置づけを把握するとともに、各項目の前後関係や論点間のつながりを意識しましょう。
また、監査の実施局面は①監査計画、②監査の実施、③監査意見の形成の3つに分かれます。この3段階の流れを常に意識し、各論点がどこに位置づけられるか見失わないようにしましょう。

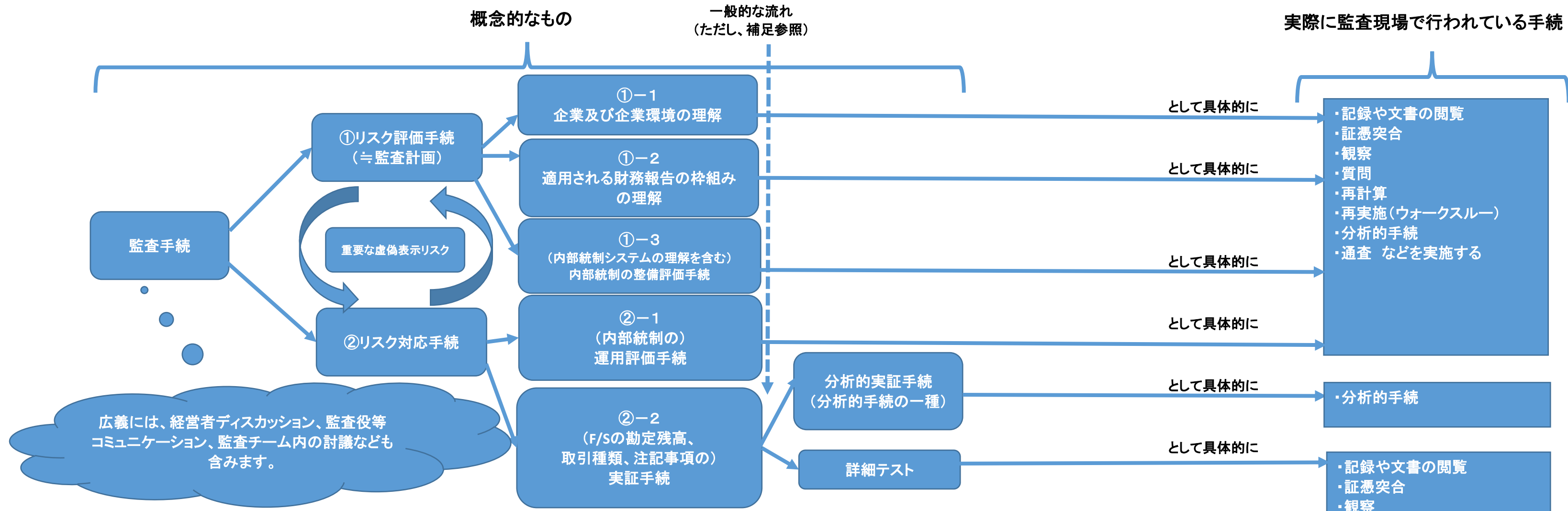


(注意)監査計画の立案に当たってリスク評価の過程で理解する項目について
内部統制システム、適用される財務報告の枠組み、不正リスク、GC、会計上の見積りのほか、
その他企業及び企業環境の理解の過程で理解する内容には、グループの状況、関連当事者や関連当事者取引の有無、適用される法令、内部監査人の作業の実施状況などを含みます。

(注意)全般的対応について
全般的な対応はリスク対応手続の範疇には入りません、上記の図では便宜的にリスク対応手続に並列して表現しています(リスク対応の範疇に入るため。)

(注意)監査計画と監査手続の関係について
①監査計画と②監査手続の実施とを分けていますが、実際の実務では、①監査計画≒リスク評価手続であり、①監査計画策定と並行してリスク評価手続を実施しているという関係です。

【図表2】監査手続の全体像(いろいろな意味で使われる「監査手続」という用語の意味)



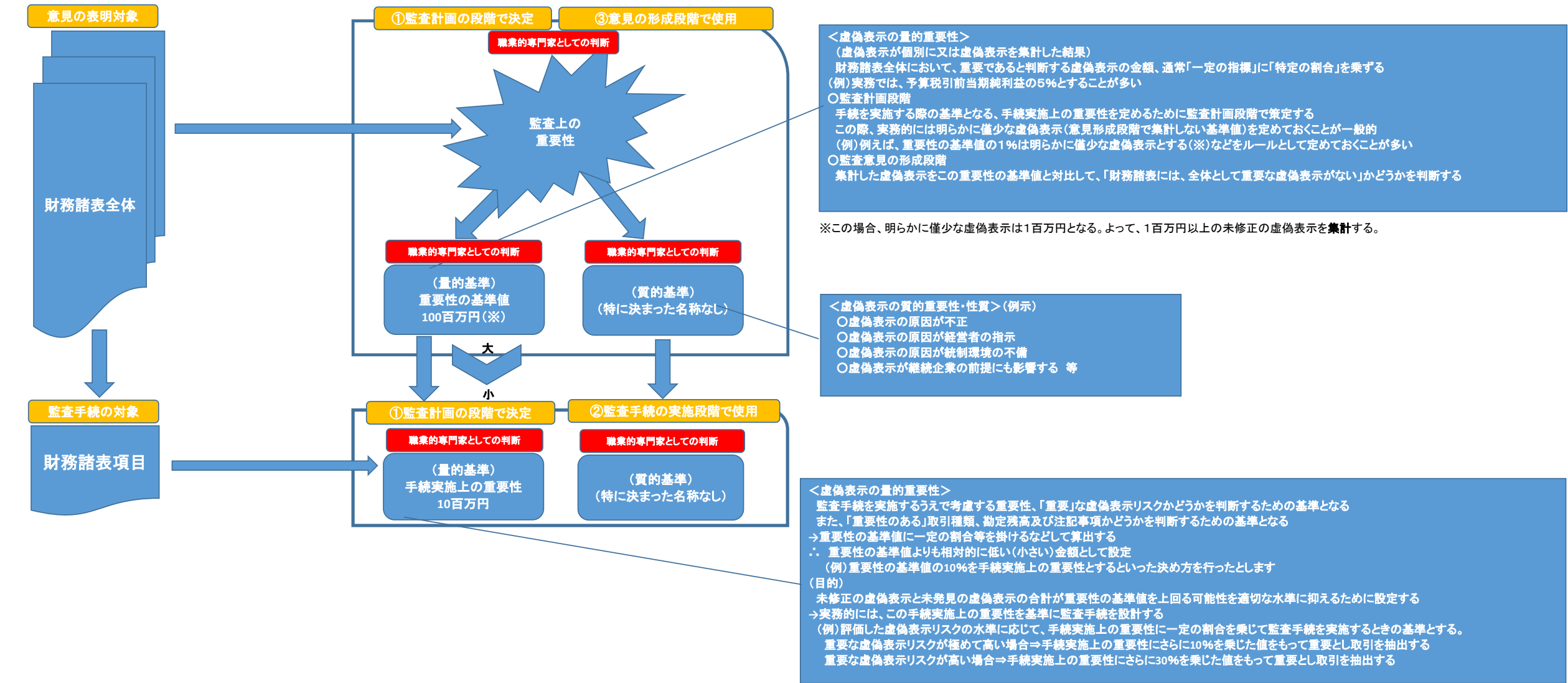
◎ポイント

- ・監査手続は上記のとおりさまざまな手続を含み、いろいろな意味で利用されます。そのため、監査手続の用語の使い方は問いに応じて厳密に行ってください。
- ・一般的に論文式試験の第1問(理論問題)では、左側の「概念的な監査手続」を、第2問(事例問題)では右側の「(監査現場で実際に行われる)具体的な監査手続」を問われることが多いと思います。
(主に、学者が第1問、実務家(公認会計士)が第2問を作問している関係です。)
- ・リスク評価手続には、「企業及び企業環境の理解」、「適用される財務報告の枠組みの理解」、「(内部統制システムの理解を含む)内部統制の整備評価手続」が含まれます。
- ・リスク評価手続の目的は、端的には「『財務諸表における重要な虚偽表示リスク』を識別・評価すること」です(つまり、リスク評価手続のアウトプットは何と聞かれた「重要な虚偽表示リスク」です！)。
- ・リスクの識別・評価が誤っていたり、漏れていたりとすると、その後のリスク対応手続は無意味なものになるため、
監査の現場・実務では、「**徹底的な企業及び企業環境等の理解に基づく、的確なリスクの識別・評価**」が重要です。

◎誤解が生じやすい点について補足

○監査手続の時系列のイメージは「①リスク評価手続⇒②リスク対応手続」ですが、②から①に戻ることもあります。
「**監査手続の実施＝情報を得ること＝情報収集**」ですので、リスク対応手続により新たな情報を入手しリスク評価を修正(監査計画を修正)するために、再度リスク評価手続を実施することがあります。
上記のとおり、リスクの識別・評価が特に重要であることから、イメージとしては1年を通してずっと企業及び企業環境等を理解、つまり、リスク評価手続を実施しているのが実務的な感覚です。
○また、「監査の最終段階で実施する分析的手続」は**リスク評価手続としての監査手続**です。これは、監査の最終段階までのリスクの識別・評価を最終的に総点検するためのものです。つまり、それまでのリスクの識別・評価結果が最終的に間違っていなかったことを確かめるため、監査対象である財務諸表について最終的な分析的手続を実施する必要があるのです。これを実施することで、リスク評価手続の結果得たリスクの識別・評価結果、この結果に基づくリスク対応手続の正当性を最終段階で監査人自らが検証することになります。このように、「①リスク評価手続⇒②リスク対応手続」というのが時系列のイメージですが、①⇒②⇒①⇒②⇒①というように、反復的継続的にリスク評価手続を繰り返している点は認識しておいてください。
○大事なのは、新たな情報を得れば、①-1の「企業及び企業環境の理解」等が改められるということです。ということはその後の②-1、②-2にも影響があるということ。そのため、新たな情報を得て、企業及び企業環境等の理解が更新されれば、「リスクを再評価」すること、これを前提に設計されるその後の監査手続、すなわち、「内部統制の運用評価手続、実証手続に影響がある」こと、これらの監査手続を修正・変更するために「監査計画の修正」が必要になること、これらの関係性、つながりを十分に理解しておきましょう。

【図表4】監査上の重要性



◎虚偽表示の集計・評価モデル(例) ◎監査意見の形成段階

※上記の重要性の基準値(100百万円)を前提として、ある監査業務で、監査手続を実施した結果、次の2つのパターンの虚偽表示が発見されたとする。集計したA～Dについて経営者に修正するよう求めたが(指導的機能)、招集通知の発送期限が迫っているため修正したくないという申し入れがあった。それぞれにおいて表明の可能性のある意見と虚偽表示の集計の流れは次の通り。意見形成の場面であるため、手続実施上の重要性(10百万円)を使用することはない点注意！10百万円という手続実施上の重要性を用いて発見された虚偽表示が以下のA～Eですが、いまは手続実施後の意見形成の場面です。

○パターン1

項目毎の未修正の虚偽表示	金額	集計	個別に	集計して	かつ原因	監査意見
虚偽表示A	30百万円	する	重要でない(<100百万円)	重要でない (計71百万円<100百万円のため)	誤謬	無限定適正意見 (である可能性) なぜなら、未修正だが量的にも質的にも重要ではない
虚偽表示B	20百万円	する	重要でない(<100百万円)		誤謬	
虚偽表示C	11百万円	する	重要でない(<100百万円)		誤謬	
虚偽表示D	10百万円	する	重要でない(<100百万円)		誤謬	
虚偽表示E	0.1百万円	しない(※)	—		誤謬	

(※)虚偽表示Eは、明らかに僅少な虚偽表示の基準である1百万円未満であることから、監査意見の形成段階での虚偽表示の集計の際に集計する虚偽表示の金額に含めません。また、集計された虚偽表示のもののうち、未修正のもの(財務諸表に現にある誤り)を未修正の虚偽表示といいます。

(注意点①)

上記のパターン1、パターン2はそれぞれモデルとして単純化したものですので、必ずしも上記の監査意見になるとは限りません。
場合によっては、集計された虚偽表示の合計額<重要性の基準値の場合にも限定付意見になる可能性もありますし、逆に集計された虚偽表示の合計額>重要性の基準値であっても無限定適正意見になる可能性もあります。
いずれにしても、最終的にどのような監査意見を表明するかは、監査人が監査上の重要性に照らして判断するということとなります。

(注意点②)

パターン2については、不適正意見となることを恐れた経営者がもし虚偽表示Aを修正することとなった場合には、集計して財務諸表全体にとって重要な虚偽表示ではなくなることから(45百万円<100百万円)、無限定適正意見となる可能性があります。

○パターン2

項目毎の未修正の虚偽表示	金額	集計	個別に	集計して	しかも原因	監査意見
虚偽表示A	80百万円	する	重要でない(<100百万円)	重要である (計125百万円>100百万円のため)	誤謬 不正 不正 誤謬 誤謬	不適正意見 (である可能性) なぜなら、量的にも質的にも重要な虚偽表示が未修正
虚偽表示B	20百万円	する	重要でない(<100百万円)			
虚偽表示C	15百万円	する	重要でない(<100百万円)			
虚偽表示D	10百万円	する	重要でない(<100百万円)			
虚偽表示E	0.1百万円	しない(※)	—			